

衆議院 農林水産委員会 會議録 第八号

平成十三年四月四日(水曜日)

午前十時三分開議

出席委員

- 委員長 堀込 征雄君
- 理事 木村 太郎君 理事 岸本 光造君
- 理事 二田 孝治君 理事 松下 忠洋君
- 理事 小平 忠正君 理事 鉢呂 吉雄君
- 理事 白保 台一君 理事 一川 保夫君
- 相沢 英之君 岩倉 博文君
- 岩崎 忠夫君 小此木八郎君
- 金田 英行君 上川 陽子君
- 北村 誠吾君 栗原 博久君
- 小島 敏男君 後藤田正純君
- 七条 明君 園田 博之君
- 高木 毅君 西田 司君
- 浜田 靖一君 福井 照君
- 岩國 哲人君 大石 尚子君
- 古賀 一成君 後藤 茂之君
- 後藤 齋君 佐藤謙一郎君
- 津川 祥吾君 筒井 信隆君
- 水田 寿康君 植崎 欣弥君
- 三村 申吾君 江田 康幸君
- 高橋 嘉信君 中林よし子君
- 矢島 恒夫君 菅野 哲雄君
- 山口わか子君 金子 恭之君

- 議員 津川 祥吾君
- 議員 筒井 信隆君
- 議員 三村 申吾君
- 議員 谷津 義明君
- 厚生労働副大臣 榊屋 敬悟君
- 農林水産副大臣 松岡 利勝君
- 農林水産大臣政務官 金田 英行君
- 政府特別補佐人 津野 修君
- (内閣法制局長官)

政府参考人  
 (厚生労働省医薬局食品保 尾崎 新平君  
 健部長)

政府参考人  
 (農林水産省総合食料局長) 西藤 久三君  
 政府参考人 須賀田菊仁君  
 (農林水産省経営局長) 和田 一郎君  
 農林水産委員会専門員

委員の異動  
 四月四日  
 補欠選任  
 濱田 靖一君 小此木八郎君  
 後藤 茂之君 後藤 齋君  
 佐藤謙一郎君 岩國 哲人君  
 水田 寿康君 大石 尚子君  
 松本 善明君 矢島 恒夫君

同日  
 補欠選任  
 小此木八郎君 浜田 靖一君  
 岩國 哲人君 佐藤謙一郎君  
 大石 尚子君 水田 寿康君  
 後藤 齋君 後藤 茂之君  
 矢島 恒夫君 松本 善明君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件  
 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)  
 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(筒井信隆君外二名提出、衆法第一一七号)

○堀込委員長 これより會議を開きます。  
 内閣提出、農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び筒井信隆君外二名提出、農業者年金基金

金法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。  
 両案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省総合食料局長西藤久三君、農林水産省経営局長須賀田菊仁君及び厚生労働省医薬局食品保健部長尾崎新平君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
 ○堀込委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○堀込委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。津川祥吾君。  
 ○津川委員 おはようございます。民主党の津川祥吾でございます。

私は、民主党の提出者でもございますが、政府案について幾つか質問をさせていただきます。  
 一、三細かい点もございまして、また、農政全体の理念的な部分も若干質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いたいと思います。

まず、政府提出の農業者年金基金法の一部を改正する法律案では、これまでの政策年金としての農業者年金制度に重大なふぶがいが発生したために、抜本的に改革をして新たにつくりかえるというものがこれまでの御答弁の中であつたかと思えます。

しかし、そもそもなぜそのような改革が必要となつてしまつたのか。これまで御答弁いただいた中では、農業を取り巻く環境が大きく変化をしたからだという御答弁だったかというふうに思っておりますが、ただ、私どももいたしましては、まず、政府の改革案というものが、抜本的なものというよりは、むしろ手直しをした上で今後も同様

な政策をとり続けるというようなものではないかなというふうに認識をするものでございます。

また、確かに環境は大きく変化をしたのであります。また、確かに環境は大きく変化をしたのであります。また、確かに環境は大きく変化をしたのであります。また、確かに環境は大きく変化をしたのであります。

昨日の参考人質疑の中でも指摘をされてきたことでございますが、これまで全体的な農業政策としては、生産調整をしながら同時に個々の農家の規模の拡大を図ってきたというわけでありまして、農業従事者が減少したのは、政府がこれまでとってきた政策の成果であり、いわば当然の結果であると言えるのではないかとところでござい

ます。少数の経営者で多くの生産を効率的にすれば、当然収益は増大いたしますが、年金の現役世代と受給者の数のバランスが崩れるということも自明のことでございます。

私は別に、なぜそんな当たり前のことがわからなかつたのかということ政府を批判しているわけではございませんでして、このような、後になつて考えれば当たり前だったというふうなことは、実は民間企業の中にも案外よくあることでございます。人は気がつくまで気がつかないと言われるゆえんでございますが、私が申し上げたいのは、今回の農業者年金の事実上の破綻というものに関しましては、単に年金制度の設計上のミスが大きな問題であつたというよりも、農政全体の方向性の問題あるいは整合性の問題があつたのではないかとところでございます。

今回の改正案の中でも、農業に魅力を感じて、やる気を持って農業に従事していただける担い手を確保したいと言っておきながら、一方で年金給付額はカットするということでは、どうもなかなか釈然としない。理由はどうかあれ、農家の方々の

信用を結果的に裏切るといふことになるわけであり、今後は信用を回復するためには相当の努力をしなければならぬといふふうにご意見を申し上げます。

まずは、今回なぜ年金給付額をカットしなければならぬのか、十分に納得のいく説明が不可欠であろうかと思ひます。

そこで、改めてお伺いしたいわけであり、当初の案では三割カットというものであったのが、なぜ九・八%になったのか、それぞれの数字の根拠をお示しいただきたいと思ひます。

○金田大臣政務官 津川先生から、なぜカットになるのかということ、三割カットが何で九・八%カットになったのかというお話でございますが、本当に年金財政が、農業者年金が破綻するということ、十一年の四月から、農林省そして厚生省の年金局長の配下の中で農業者年金制度研究会といふのをつくつて、この年金をどうやっていったらいいのか研究させていただきました。

十四年度には、年金基金、千四百四十億あるお金が払底するというのがもう目の前にあり、たので、どうやったらいいのかということを検討した結果、大方の議論のたたき台として、三割カットといふのを大綱として出させていただいたのでございます。

なぜ三割カットになったのかということでございますが、これは昭和五十三年の最高裁の判決がありまして、どの程度であれば財産権が憲法違反にならない範囲で制約できるのかというような判決の考え方に沿ひまして、これだったら憲法違反にならないだろうという形で検討させていただきました。

具体的に言えば、他の年金では自賄ひしている老齢年金部分でございますが、これもどうしても国が支援していかざるを得ないけれども、せいぜいその程度で、半々、国が半分持つて受給者に半分持つていただく、負担いただく、カットさせていただきますというところで計算した。九百六十億程度の老齢年金の単年度の支給部

分の半分を年金受給権者に負担していただくこと、出でた。これは議論のたたき台としてお示しいたはそういうことでございます。三割カットについてはそういうことでございます。

○津川委員 九・八%の方をお願いします。○金田大臣政務官 そして、この大綱で三割カットということをお示しして、大方の議論に付しました。そうしたら、各農業団体として各方面から、そんなに大幅なカットということでは耐えられないという形で各団体からの意見がありまして、そして、いろいろな下部討議に付して、大体一割くらいのカットであれば何とか受忍の範囲内だといふような御意見等々がありました。ですから、そういう中で調整して、国の負担部分を少し大きくして受給者の負担を受忍の範囲内、一〇%、そういった形で九・八%にぎりぎり工夫させていただきました。という結果で今回の政府案になったわけでございます。

○津川委員 最初に三割というのがたたき台で出されて、その後農業者団体等といふ御議論なされた後で九・八%に変えられたということでございますが、先週からの委員会の中でも、農業者団体からの回答として、カットの額は一割以下にしてほしいという強い要請があったという御答弁がございました。

今も、そういうことでもぎりぎりの判断で九・八%にされたということでございますが、ここで私がちよつと理解がなかなかできないのが、政府は三割で出した、農業者団体は一割にして、その三割と一割の間でぎりぎりの折衝をすれば、その両端も含めて途中のどこかでぎりぎりの折衝点というものが出てくるものではないかというふうな普通は考えるわけであり、

ここでも一割よりもさらに少なくなっているわけでありまして、そもそも政府のその三割という数字にどのくらい意図があったのかということ、ろが非常に疑わしいという言葉を悪いですが、なかなか理解できないというところがございます。

私などは、九・八%という数字を見ると、ついついスーパーマーケットで九十八円とか二千九百八十円とか売っている心理的效果をねらった値引きなんかを連想してしまふわけであり、まさかそんなことではないんだ、九・八という数字にはしつかりとした意味があるんだというところをぜひ御説明いただきたいと思ひます。

○金田大臣政務官 現場の声というのは、我々ももっている年金を一円たりとも減らしてはだめなんだということが大勢でございました。しかし、それはいつても、この新しい年金制度を維持していく上では、受益者と申しますか、その負担はやはり国民のコンセンサスを得る上では避けて通れないところだろうということ、ぎりぎり調整したということ、九・八にしたわけでございますけれども、三割についてもそれなりにいろいろな議論をさせていただいております。

例えば、高齢者の夫婦がどういった消費活動を行っているか、当時、平均として大体二十四万円一月かかるだろう、そうしたら、三割カットのときには大体一万円の入収入減になる、この程度であれば何とか耐えられると思つて三割カットをお示しして討議に付したわけでございます。

現場の声というのは憲法違反だとかいろいろな声の中で、五十三年の最高裁の判断も踏まえながら、このくらいだったら農業者の皆さん方の御理解も賜れるのではないかと、いろいろ数字が出るわけでもございます。これは、新法と旧法、旧年金者とはカット率が若干違ひますけれども、平均で九・八%ということになったわけでございます。

○津川委員 現場の声を聞いてそうなんだという話なんです、今の御答弁で本当に農業者の方々がお納得するのかわからない、また私は疑わしく思わざるを得ないわけであり、本当に年金給付額を、しかも既裁定の方々も含めてカットしなければならぬのか。

先日も大臣に御答弁いただいたとおりでございますが、今回の件に関して農家の方々には一切責任がないといふふうには明言されていらつしやるわけであり、現場の方々がその声を聞いて、いや、それでも私たちはカットしていただいてもいいです、といふふうにおつしやられたかどうなのか、ちよつとなかなか理解できないところでございます。

これまでも御答弁されてきたように、農業者年金制度が破綻を免れ得ない、あるいは事実上破綻しているといふような状況にあつて、農家の方々が一切責任を負担しないのは国民の同意が得られないのではないかと、それを給付額カットの論拠になされるなら、それこそ現場の声を聞いたのですかと、いふふうには言わざるを得ません。

この現場というのは、農家というよりも一般の国民ということになるかと思ひますが、まさかこの件に関して一般の国民に意見を聞いたかどうかは、ここであえてお伺ひいたしません、国民の同意が、コンセンサスが問題である、それが論拠であるといふのであるならば、国民に対してはつきりと聞く必要があるはずでございます。

年金給付額はカットするが政策年金は継続するという方がよいのか、あるいは民主党案のように、これまで約束してきた部分に関してはしっかりと履行するけれども、今後は一般の方々と同じ程度の年金のみ維持して、特別な政策年金は新たに持つてくれないという方が国民のコンセンサスは得られやすいのかどうなのか。

さらに言えば、事実上破綻した政策年金に形を変えて今後公的資金を投入し続けることの方が、国民の同意はなかなか得られにくいのではないかというふうにも思ひます。

また、長期的視点に立てば、政府案の方が財政支出が多くなるわけであり、この点に関して国民に対してどのように説明をされるのか、お伺ひをいたします。

○松岡副大臣 津川先生、いろいろとケースを幾つも並べておつしやっておりますから、なかなか

かどれにどう答えるかというのがちよつと整理がつかないのですが、私も、では総じてひとつお答えしたいと思うのです。

議論を積み重ねたのか、そしてまた国民の合意というよりどころ、どつちに重きを置いたのか、言ってみれば、両方をどう兼ね合わせたのか、そういったことを金田政務官の質疑の中でもまだなお指摘をされておられるわけでありませう。

端的に言ひまして、三割カットというのが一応事務方のたたき台として出てきた。これはまさに、単に事務的に整理をして、先ほど金田政務官が言いましたように、お互い折半だ、言ってみれば損をする部分はお互い折半だ、国と受給者が半々でやろう、五分五分だ、フイフティー・フイフティーだということが、一番数字的に言えば、これは一つの線ではないかというのが政府案としてのたたき台だった、私はこう思います。

ところが、それは、先ほどのお話のように、受給者からすれば、それはとんでもない、まさに自分たちとしては当然もらえるものと思つてきたのに、今になってそれはもらえないということとはとんでもない、それはどうも、当然そういつたことわけでありまして、私も、当然そういつたことを政治としてどう議論をするか。

このときに、これははっきり申し上げますが、団体の皆様方には、私どもは、責任を持ってひとつ末端現場までおろして、そして本当に農協は単協単位でしっかりと議論をして積み上げて、その上であなたたちとして最終的には団体として、団体といふのは単に団体としての中央部だけで役員だけで決めるという話じゃないのですよ、徹底して現場末端まで議論をして、その上でどうするか。当然のことながら、受給者、加入者の皆さんも、今の財政状態がこういう状態になつて、これは本身に身にしみて認識をされておられるわけでありませう、その中で一人でも抱えるというふうな逆構造になつておる中で、では自分たちとしてもぎりぎりどこを求めるとか、やはりこういつたことで積み上げてきた議論なんですね。

その結果、先ほど九十八円とか九百八十円とかおつしやいましたけれども、せめて一割未満にしてくれないか、こういうようなことがやはり総意として出てきた。

それは二度三度、もう一遍フイードバックして徹底してやつてくれ、こういう議論もまた団体側には私どもはお願ひをしたわけでありまして、そして、例えば我が党の例でいいますと、我が党に年金小委員会、初代の委員長が谷津大臣ですが、それからずっと人もかわりまして、議論を重ねて、そこにも何度も現場代表、もう農家の皆さんの代表、地区別の人が来てもらつて、議論もしたりいたしました。その結果、ひとつずつのことから自分たちも総意として、大体みんなの、これは一般的な話として、その辺なら受け入れ可能といつたようなことが最終的な整理だったわけですよ。

そこで、今先生がおつしやいました国民の声を聞くべきじゃないか、それはどういう形で聞くかという形では、私どもは各界の代表という形で一応いろいろ意見を聞いております。専門家といひますか、学識者といひますか、そういった方々の意見も聞いたわけでありませう、マスコミ世論という意味でいいますと、私どもがあつた方針を党として出したときには、それは過保護ではないかと、余りにもそちらに寄つていゝるんではないか、こういうことでございました。

だから、そういう意味では、農業者の皆さんはそういう世論の中で、やはり農業サイドとしてみれば、これは、言つてみれば、この状況の中で許せる最大限やはり措置してもらつたんだといふのが団体側としての一般的な受けとめ方で、私は評価していただいている。

この前もいろいろところに私どもが行つて、いや、本当にありやいな形をとつてくれた。そして、政策年金として——津川先生、ここで一つ大事な点は、ただ年金としてどうするかというだけじゃなく、農業というものを国民生活全体の中でどう位置づけて、その必要性、重要性について

どう認識してもらうかという、そこから来た政策年金。

こういったものとして、私は、国民の皆さんにも大方の御理解はいただけるし、また御理解をいただく努力はしていかなくやならぬ、これがまだなお今日は課題だと思つておりますが、そういう意味で、先生の御指摘に総じた形で返させていただきますと、私どもはそのように評価いたしております。

○津川委員 最初のたたき台が責任を折半する形というので三割というのを出されたというのはよくわかりました。

ただ、国民の納得ということに関して、今副大臣は、有識者の方々に話を伺つた、恐らく有識者の方々にあれば、農家の方々に責任がないのであるならば、農家の方々がこれをかぶる理由はない、ただ、マスコミ等が出たときには国民的に批判がある、そういったものが実際にあつたというお話でございます。

しかし、またそもそも論になつてしまひますが、今回の年金の行き詰まりに関して、農家の方々に責任がないということであるならば、国民の方々の批判の方がこれはやはりどこか間違つていゝるわけですよ。

つまり、農家の方々に責任がないということ、国民が理解していないんじゃないか。責任がある、あるいはその責任の所在を明らかにしないままに公的年金を導入すれば、それは当然国民は納得しませんし、怒つて当然の話であります。しかし、農家の方は責任がないけれども責任をとれ、まさかそんなことを国民の方が言うはずはないのではないかなというわけでありませう。

少ないかもしれないけれども、多少は責任があるんじゃないかというふうな判断を国民一般があるいはするといふことであるならば、またそれは別のお話でございますが、大臣がこの間おつしやつたとおり、農家の方々は明らかに責任がないということであるならば、やはり国民の方々にこれは責任がないんだということをはつきりと申

される方が重要ではないかと思ひますが、お願ひします。

○谷津国務大臣 過日もそういうことで私の方で答弁した中に、この件については農家には責任はないと私は申し上げておりましたし、また、今日までの見通し等につきまして少し間違つた点があつたということ、私は申しわけなく思つていゝるということでございます。

そういう中で、今度のこの年金の改正につきましては、これは御案内のとおり、実は政策年金として取り上げられていゝるものでございませうから、この老齢年金のものはカットしない、そして政策的な年金である移譲の方、この辺については、これは国の公的資金が投入されておりました、今回の改正によりまして三兆六千七百億ほどの公的資金が投入されるということでありませうから、これは国民の理解を得なければいけないことでありませうから、そういった面でもそちらの方の分についてのカットをお願いしたわけでございます。

この件につきましては、先ほど副大臣が答弁されましたように、各団体にももう六カ月にわたりましたいろいろ検討していただきました。当然のこととして、直接、受給者といひませうか、そういう方たち、あるいは今掛けておる人たち、そういう人たちにも幅広く意見を聞いていただきましてこのように決定されたということを御理解いただきたいと思います。

○津川委員 また、もう一つ国民の方々に判断をしていただかなければならないというのが、今回のように年金制度が、それにかかわるようなものが事実上破綻したようなときに、どのような対処がよりベターかという点でございます。

昨日の参考人の方々からのお話でもございませうし、あるいは大臣御自身もおつしやつたこと、ございませうが、老後の安心を確保するといふことはもう大変重要なことでございます。あえて申すまでもないと思ひます。しかし、老後の安心といふ点では、実は民主党案でも老齢年金は当然継続するといふふうな言つておられますから、少なくとも

他産業並みの老後の安心は確保されると私もは判断をいたしております。

政策的な意味合いはもろもろな点がございますが、金額的に少なくなるという点がございまして、その民主党案の方で老齢年金の金額が果たして十分かどうかということになりますと、また別の議論が必要となるかも知れませんが、少なくとも他産業並みの年金というものは確保できるわけでございます。

大臣はよく農業者の方々の生涯収入を他産業並みにおっしゃっておりますが、私は生涯収入というのは、退職、リタイアされた後というよりも、現役世代の収入にこそ問題があるというふうに思っております。

したがって、民主党案では、現役の農業者の方々の収入を確保できるように、直接所得補償ですとか強制的な減反の廃止などを主張しているわけでございますが、この点に関して、仮に政府案が通ったとしても、当然こういった別の政策はさらに必要なこととなると思っております。この点にしましては、まさに緊急を要することでございますが、また別の機会にちよつと時間をかけて議論をさせていただきますたいと思っております。

ただ、担い手確保という点にしましてはこの部分が大きく関係しますので、若干質問をさせていただきます。

新たに設ける農業者年金制度で担い手を確保するということをご政府案でうたつていらつしやいます、これだけではもちろん十分ではないというふうにお考えと思つていますが、それ以外でどういったものを検討中なのか、具体的なものがございましてらお答えをいただければと思つております。

○松岡副大臣 この年金以外に担い手確保の対策としてどんなことを考えておるか、こういう御質問でよろしいですね。

もちろんどの職業もそうだと思うんですが、やはりその職業を選択していくと、納付をする、満足をするというのはいろいろな要素があると思つていただけます、やはり一番大きなものは所得な

んだらうと思つております。そういう意味で、我々は生涯所得と。生涯所得の中には、やはり老後の所得と今現役で働いて取るもの、こういったトータルなんだろうと思つております。そういう意味で、年金というものは、私もこれを政策年金として位置づけて、生涯所得というものをしっかりと他産業並みに守つていきたい、こう思つておるわけでありまして。

では、その現役時代のときの所得はどうかという点については、これはもうまさに農産物の収入ということになるわけでありまして、これが今大変価格も下がつておるといったように、安定いたしません。そういった点で、どうしても不安定であり、また、どんどん下がつていくというふうなことであれば、もうその仕事をやめようか、こういうことになるわけでありまして、今私どもはその点で、農政の流れというものが世界的にもやはり直接所得補償、こういったような流れになつてきておると思つております。

価格を支持するよりも所得で補償をしよう。したがって、アメリカ型、ヨーロッパ型、いろいろなタイプがございまして、我々も日本型の所得政策を立てたい。そして、そのタイプもいろいろの中身が、要因がございまして、私どもは日本における農業、日本における農村、こういったものとして整理働き、こういったものを日本型のものとして整理して、所得政策を打ち立てたい。

それはまさに他産業並みの所得確保ができるような、これは非常に難しい問題がございまして。では、対象をどの範囲にまでするのかとか、どういう水準で、もちろん常農タイプも違いますから、では、どういふふうに分類をし分けをして現場にびたつと合わせた形にしていけるのか、非常に難しい問題がございまして、そういったことを何とかしてなす必要はないかと思つております。

そして、やはり現役時代の所得が安定することによつて、職業として選択をし、そしてまた農業の持つておるいろいろな機能、働きというのが国民生活全般を支えていく、こういったことが最大

限に達成できるようにやりたい。

したがって、この所得政策というのは、一番大事な現役時代に働いたものに見合うものとして、これを何とかしてやらなきゃならぬ。そのためには、必要な財源ということになります。これは本当に思い切つてガラガラポンで見直して、そしてその財源をしっかりとつくり出す。こういったことを、ことしの夏から来年の通常国会に向けて私どもはそれをつくり上げたいな、こんな思いで今作業をしておると思つております。

○津川委員 ありがとうございます。まさに今副大臣がおっしゃつたとおりであらうかと思つております。ただ、まさに現役世代の所得が他産業並みにいふのが目標でございますが、現状はまだそこに至つていないからこそ政策年金ということにならうかと思つております。

ただ、生涯所得が職業選択の重要な要素になり得るかといふ点と、確かにそういう部分もあるかと思つております。例えば、新卒で公務員を希望される方の中に、私も公務員ですが、場合によつては民間よりも月給は安いけれども、定年まで確実に勤められるし退職金も間違いなく、リスクの大きい民間企業よりも確実に生涯所得が保障される公務員の方がよい、そう言つて選択される方もあるというふうには何となく思つております。

また、私の友人では、退職後も民間企業に再就職できるチャンスがあるので、まさに生涯所得として考えれば公務員の方が収入は多いのではないかと言つて公務員になつた人間もございまして。

しかし、一方でフリーターと言われる若者が増加しているというの現実もございまして。彼らは、現在はその収入を得ているかもしれないけれども、生涯所得という点から見れば、非常に大きなリスクをしょつておるわけでございます。彼らの選択が賢明であるか否かは別にいたしまして、なぜ生涯所得が保障されているような公務員ですか民間企業や民間企業の正社員になれないのか。彼らは公務員や民間企業の正社員になれないからフリーターになつたのだという、もし御指摘が

あるようであれば、そうであるならば、なぜ農家にならないのか。つまり、生涯所得を保障するということは、確かに就農のインセンティブに全くならないということではないと思つております。しかしながらそれは余り強くないのではないかと、むしろ非常に弱いというのが現状なのではないかなというふうには感じられております。

さらに、今回、他産業並みの生涯所得を確保するはずだつた農業者年金が事実上破綻してしまつたというわけでありまして、今後は本当に農業でも生涯所得が保障されるかどうかさえ疑われても仕方がないところかと思つております。

今回新たにつくられる農業者年金制度では、安全性が高いというふうにおっしゃつておられますが、これまでも同様に安全だといふふうにおっしゃつていたわけでありまして、これまでの制度と比べて、どこが違うのか、どこがより安全になつたのかといふところを御説明いただきたいと思つております。

○金田大臣政務官 これからどういふ点が新しい制度になつたら安定的になるのかということでございますけれども、従来、賦課方式をとつていたわけでありまして。賦課方式ということになりますと、現在の受給者、そして現在保険料を納めておる方々と加入者の比率によつて、大分負担の関係が不安定になつてくるわけでございますけれども、これからは自分の積み立てたお金で将来、老後に受給させていただきますということになりますから、そういった意味でも安定的な制度になつていくのだからというふうには思つておるわけでございます。

また対象が、従来だつたら五十アルぐらいの土地を所有している人でないと入れないとか、あるいは任意で三反以上の方でないと入れないというふうなことになつていたわけでありましてけれども、これからは、農業に六十日以上従事する人であればみんな入れるようになるという形で、すそ野を相当広げさせていただいてもおられます。そういった意味で、従来は農業者年金から比べ

たら、新しい制度というのは、より安定的なものになっていくのだからというふうな考えでいるところでございます。

○津川委員 確かに、賦課方式から積立方式にすれば、制度そのものが破綻するというようなことはなくなるかと思えます。ただ、賦課方式と積立方式はどちらが安定的かというのは、一概に言えないという部分もござります。

積立方式にすれば、制度は確かに破綻しないかもしれませんが、そのかわりに、幾つかの状況が重なれば、掛け損が発生する危険性があるわけがあります。そのこともちゃんと農家の方々に説明しなければ、仮にいろいろの状況が重なって掛け損が万一発生してしまった場合、また政府は農家に對してうそをついたのかというふうな批判がされる可能性もござります。

安全性あるいはそのリスクというものを正確に公表するということは農政の信頼を回復する上で大変重要なことであると思えますが、新しい制度での掛け損の発生の可能性について御説明いただけますでしょうか。

○金田大臣政務官 これから後新しい制度に入っていたらどうかということ、四十万人以上の方々に大いに説明し、こういう危険もありませんよという形で、丁寧な説明、パンフレット等々をやりながら、やはり入っていた方がいいのだからというふうな形の中で新しい制度をつくり上げてまいりたいというふうな思っております。

危険もあることは確かではありますし、基金の運用次第によってはいろいろのことがあるわけでありませうけれども、そういうことについても公明正大にガラス張りの財政運営をしていくことが必要だということに思っております。

○津川委員 ありがとうございます。ぜひそういう丁寧な説明をお願いしたいと思います。

では、もう一つお伺いしたいのですが、この年金制度は、また政策年金でございますが、政府案のままでいけば、年金給付額を今回これまでの加入者の方々の分に関してはカットをするというこ

とでございますが、新たな政策年金における国庫負担の上乗せ分に関しては、ひよっとしたら将来においてもまたカットをすることがあり得るのか、それとも二度と年金受給額をカットすることはないと断言していただけるのでしょうか。それはどうでしょうか。

○金田大臣政務官 先ほど副大臣も言われましたように、所得をどうやって確保していくかということがこれからの農政の大きな課題になるわけがあります。七十を過ぎた後、リタイアした農民の方々を所得でしっかりと保障してやるということ、は直接補償では到底無理なわけでございます。やはり生涯所得を保障してやるということになります。年金の持つ意義というのは本当に捨てがたいものだというふうな思っております。そういう意味で、政策支援も、保険料について毎年百四十億からの支出をしながら、農家の皆さん方の所得支援という形でやっていきたいというふうな考えております。

将来、それがまたカットになるということは、今の段階で考えてはおりません。

○津川委員 今の段階から考えていらつしやたらちよつと大変なことでありますが、当然それがないように努力をされるということであろうと思えます。

先日の委員会の中で、あるいはきょうも大臣はこのような事態に陥つたことについてはっきりと謝罪をしていただきました。現役の大臣がはっきりと謝罪をされるということはそうそうあることではないと思えますし、谷津大臣の責任のある判断に、心から敬意を表して、高く評価をさせていただきます。

私は大臣の謝罪というものは非常に重いものであると認識をいたしております。逆に言えば、謝罪などするようなことがそうそうあつてはならないというところでござります。したがって、今回のような事態に陥つたことに関して、大臣が謝罪をされたということは、二度とこのようなことを繰り返してはしないという強い決意表明と同義である

というふうに私は判断をいたすところでござります。

しかし、これからも政策年金として農業者年金基金を存続させるということであれば、やはり、その決意がはっきりとはなかなか具体的に伝わってこないというのも事実でございます。

お怒りにならないで聞いていただきたいんですけど、例えば、後の大臣が頭を下げさえすれば、たとえ既裁定の年金給付額であつても九・八％はカットできるというように、今回の大臣の謝罪があしき前例として、谷津大臣の本意ではない形でも残されてしまわないためにも、今回の謝罪と同時に、なかなかな大臣の決意というのには伝わってこないのではないかなと思つてござります。

例えば、私も民主党案のように、本来の年金部分を政策と切り離してより信頼性の高い年金に移行していただいた上で、政策的な部分に関して、年金ではなくて現役世代の方々に對する直接的な政策に集中していくというくらいに思つて切つた見直しをするべきではないかというふうな考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○谷津国務大臣 今度の改正を御提案させていただきますと、先ほどから申し上げておりますとおり、大綱案を出させていただきました。それをたたき台といたしまして、団体そしてまたその団体の方々は、直接、受給者あるいはまた加入者、そういう方々とも幅広く議論をしていただまして今日この提案になつてきたわけでありませう。

少なくとも、先ほど副大臣も申しておりました、生涯所得ということをお考え合はれたときに他産業並みという中、また一部、年金を私どもは他産業並みの一つの概念の中に、二億二千万から二億七千万の範囲の中に、約三千万を年金の部分でというふうなことを確保するところであります。そういうふうなものを確保するがために、私どもはしっかりとした年金制度というのを今御提案申し上げておるところであります。

そういう中で、私は、長年見ている中で検討してきた結果、五年ごとに実はこれ、見直しと言つてはなんです。そういう検討をし、そのたびに国会にも御議論をいただいております。当委員会においても、平成七年度の際の議論においては満場一致でこれを支持していただいたという経緯もあるわけでありませう。

しかし一方、十四年度には破綻に帰するような状況になつてきたということについて、その見直しについて、私は本当に申しわけなく思つておるわけでありませう。今後こういうふうなことがあつてはならぬということは強く思つておるわけでありませう。それなるがゆえに、長い間検討させていたしましてこの案を提示させていただいたということでございますので、その辺はひとつ御理解をいただきたいと思います。

○津川委員 ありがとうございます。現役世代の方々に對する直接的な政策もやはり不可欠であるというふうな御認識もいただいておりますので、民主党案、私どもの提出させていただいた趣旨は一定の御評価もいただいております。かなというふうにも受け取らせていただくわけでありませう。ただ、どのような政策をとるにしても、政府案のような政策をとるにせよ、我々の民主党提出の法案をとるにしても、改革には、これまで何度もお話が出てきましたとおり、現場の声が不可欠でございます。

先週末の委員会においても私ども御指摘をいただいております。私どもの民主党案の中には、必ずしも現場の声が担保されているわけではございません。しかし、私どもは、それぞれの農家の方々と直接お話をさせていただく中で、政府案が現場の声を積み上げてつくられてきたという点に關しては、なかなか実は納得しがたいものがあるというののも事実でございます。

現場の声をもち改革をするということはどういうことか。

実は、私どもかねがね現場主義ということとずつと申していただいておりますが、現場の声を

参考にして政府あるいは政治が何かを判断して実行するということではなくて、むしろ、現場が判断をされて、いかなる改革が必要でその手段はどういうようなものかとみずから判断して実行される、政治はそのサポートを全力で行うというのが真の意味での現場主義というものになるのではないかなと私はかねがね訴えさせていたでいるわけでありませう。

政治が何らかの指南をするというよりも、真実の瞬間という言葉もございませうが、時の流れ、時代の流れの最先端にあります現場の方々に、おいてこそ、今本場に必要な改革は何であるかがわかるわけでありませうから、よりむだのない有効な手法を現場の方々は選択することができ、それが現場主義であると考えているわけでございます。

政府案では現場の声を積み上げられたと説明をされておられますが、まだちよつとなかなか理解できないのが、現場の方々は一円たりとも削られるは困るという声が出てきたのはよくわかるのです。ただ、現場の方々が、我々もかぶつてもいいという意見が出たのかどうなのか、あるいはその現場の声をどの辺に政府案に反映されたのかということをお答えいただければと思ひます。お願いいたします。

○松岡副大臣 先ほどから私も何度も申し上げて、先般も申し上げたことですから、一貫性という意味で私の方から答えさせていただきます。

それはだれしも、自分が少なくなるものは一つも少なくならない方がいい、多くなるのは一つでも多くなつた方がいい、これは人間の自明の理だと思ひます。しかし、置かれた状況なり周りのまた情勢なり、こういふことの中でぎりぎり最低限どこまではやむを得ないかというのは、それは消極的ではあつても、やはりそういう最終の判断というものはあるわけでありませう。

そういう意味で、他の年金につきましても、将来の受給額について、御案内のとおり厳しい一定の整理が昨年なされたわけでありませう。また、他のいろいろな分野においても、例えば金利の問

題等もあるわけでありまして、そういう意味においても、なかなか厳しいいろいろな情勢がある。こういうことからして、今、津川先生がおっしゃいますように、本心に心から納得をして、もうそれはよろしゅうございませう、こういうことになるかならぬかということについては、それは私もそうはならないだろうと思ひます。

しかし、置かれた状況を、みんなでの年金を守つて、なおかつまた組み立て直してやつていくということになつたとき、じゃ、自分たちが負担する部分、これは少ないにすることはできない、できればゼロにすることはないけれども、どこまでやむを得ないかという議論は、現場ですつと積み重ねられてきた、またその積み重ねを我々は受けた。

これは、団体の皆さん方も責任を持つて、それは地域によつては多少の違いはあるでしょう。しかしやはり、今例えば単協単位でそこまでの詰めがなかつたら農協というのにはなりません。農協役員、理事さんたちもちません。これは、我々がいつも現場で実感するところでありませう。

大臣も私も、現場サイズ、現場感覚、現場主義と言つておられます、私どもも、例えば役所がつくつた政策と現場とはサイズの合うのか、こういふ点につきましてもは常に突き詰めておるところでございます。まさにそういう意味では、言ひ方や表現の仕方は違ふかもしれないが、先生がおっしゃつておられることと我々の認識というのは一致しているんだらうと思ひます。

今言つたようなことで、現場から、本場に現場も血のにじむといひませう、それこそ大変な苦労の中で議論を重ねて最終的な整理に至つて、今日に至つて私どもとしてはそれを受けとめた、こういうことでありませう。そして最終的な整理をした。

○津川委員 政府案の方に現場の声が入つておられるのか、私どもの案の方が現場の声に近いのか、これはここで議論してもらちの明かないことですが、どれだけ時間をかけたかといへば、当然政府の方が多くの時間をかけて手間をかけたわけ

ですから、それはそうと言わざるを得ないのかもされませう。

ただ、現場主義といつたときには、現場の方々の意見というよりもむしろ、現場の方々の責任で現場の方々が率先してされるということになるかと思ひます。もちろん、今すぐ農政に關して、現場の方々にすべて責任を持つてあらゆる判断をして改革をしてくれというののもむちゃな話でありませう、単なる理想かもしれませうが、非常に非現実的な話ではございませう。

しかし、今のうちに非常に困難に見える国内農業の立て直しも、実はその具体的なアイデアというものは既に現場の中にあると私は確信をいたしております。

担い手確保という点においてもまたしかりでございます。年金制度で政策的に誘導するといつたことよりも、むしろ、農業そのものに強い魅力が多々の方々に感じていただくということがやはり不可欠であろうと判断するわけでありませう、これからの国際競争社会の中で、残念ながら、なかなか明るい展望を抱きにくいというののもまた一方で現実であろうと思ひます。

ただ、実際の農家の中には、非常に苦しい中でも大変な努力をされて、割合うまくいつておられるという実例があるのもまた事実でございます。こうすれば万事うまくいくというような答えがあるわけではないかもしれませうが、現在のところうまくいつておられる、あるいは何とかなりそうだという例を多くの方々に知つていただくということもまた重要であろうかと思ひます。

当然、それぞれの品目ですとか地域によつて大きく条件は異なるわけですが、これから国際競争の中で日本の農業がどれだけやつていけるかといふことをなるべく具体的に示すものがあれば示したい。

例えば、食料基地であります北海道での農業の成否といふものが一つの指標になることかなといふふうにおもひます。単なる規模の拡大だけでは国内農業は世界で太刀打ちするといふことはなかなか

かできないかと思ひますが、少しでも規模のメリットを持つておられる北海道が現状どのような状況にあるのか。

私どもの民主党にも北海道選出の議員は何人もございませうが、せつかくですから、金田政務官、日本の農業のこれからの可能性について御見解をいただければと思ひます。

○金田大臣政務官 御指名でございますので、御答弁させていただきます。

私も地元、北海道でございます。そういう形で、稲作農家がどんな状態になつておられるのか、畑作農家がどんな状態になつておられるのか、そして酪農の経営がどうなつておられるのかということでございます。

将来に展望を持ってないといふような声も歩いてよく耳にします。そういうことにつきましても、今農政の大改革の途上でございまして、新しい農業基本法に基づいて、自給率の向上のために、おれたちが頑張らなければ自給率が上がらないんだよといふような意欲のある農家というのは本場に、若干のことでも事実でございます。

例えば、酪農につきましても、本州の方とは規模が大分違つておられます。五・七倍ぐらいの飼育頭数の肉牛関係者、そして本州と比べて二・三倍ぐらいの飼育頭数の乳牛酪農家、そういう方々がおられます。ふん尿処理等々の大きな課題も抱えておられますけれども、これで加工原料乳価等々について一定の見通しもついたな、価格体系は、市場原理が入つてきたけれども大丈夫だということよな見通しも持つておられます、これからは自動搾乳機を入れてみたいとか、もう少し頭数をふやしてみたいとか、コントラクターを使つてもう少し省力化してみたいとか、そういうふうな結構意欲のある酪農家がだんだん育つてきておられることも事実でございます。

国際競争の中でいろいろな課題があります。畑作農家については今回の輸入野菜のために大変な打撃をこうもつておられることも確かでございますけれども、対応策のよろしきを得て、皆さん方にしつ

かりと、将来展望が切り開けるような、そういった農政を展開してまいりたい、そしてまた津川さんの御協力も賜りたいものだというふうに思っております。

○津川委員 ありがとうございます。

私の選挙区は、昨夜大変大きな地震がございました。静岡岡部郡の藤枝市ですとか島田市、川根町があるあたりでございまして、御存じのとおり、お茶どころでございまして、もちろん米も大分つくっているところでございまして、例えば、北海道などが先頭を切つて国際競争にも勝てる農業を實踐していることになれば、ほかの地域にとつても大いに励みにもなりますし、また大きな刺激にもなるかと思ひます。

非常に困難を伴うことであるとは思ひますが、農業者以外の方々の理解もいただきながら、日本の農業をあきらめずにしつかりと守り立てていくということが大変重要であると考えますので、決して問題の先送りなどすることなく、政府としても前向きな農業政策を当然とっていただきたいというところを願ひしております。

私の個人的な考えを若干披露させていただきますが、日本の農業の生き残りのかぎというものは、やはり消費者ニーズにどれだけ細かく対応できるかということであろうかと考えます。食品の安全性などの付加価値を高めるということによつて安い輸入農産物に対抗できるのではないかと。実際、安全性を売り物にして成功している例もございまして、それが全体的にブレイクスルーしていかないというのは、実は安全性あるいは生産者といったその他の情報がなかなか消費者にしっかりと正確に伝わらないところがございます。技術的ななかなか難しかったというところだと思ひますが、実はそれを解決するかがIT革命でございまして、

e-japan構想というのを聞いたことのある方もあると思ひますが、消費者と生産者双方の情報やりとりがそんなに困難にならなくなるということになれば、農家の方々が自己改革をする

ことで日本の国内の農業も立ち直る可能性は十分にあるんじゃないかと私は思ひますから、その辺のところにもまず、政治としての大きなサポートも必要であらうかな、先見性を持ったサポートが必要であらうかというふうに考えているところでございまして、

最後に、大臣に質問させていただきたいと思ひます。そもそも論で恐縮でございますが、農政というのは、個々の農家を保護することによつて日本の農業を守ることではなくて、農業というシステムを国内において維持発展させることによつて個々の農家の経営を成り立たせるものではないかというふうに私は考えるところでございまして、

だからこそ、今回の農業者年金制度においても、手直しのなことで継続をするということではなしに、抜本的な見直しが必要ではないかということ、民主党案を提出させていただいたわけですが、この考えについて大臣の御見解をいただければと思ひます。

○谷津国務大臣 先生御指摘のとおり、我が国の農業におきまして、食料を安定供給するというところ、そしてまた、多面的な機能を発揮できるような農業ということを考えた場合に、もう一方では、産業としての農業ということも非常に大事な点でございまして、そういった面では、農業者がいわゆる他産業と同じように、これを安定的な経営に持つていくということは大きな要素であるというふうに考えているところであります。

特に、先ほど消費者問題についてもお話がございました。私も、これは副大臣、政務官とも、きちとした方向を出す必要があるぞという中において、この消費者対策というのは非常に大事な農林水産省としての政策のものであるというふうな考えられているわけでありまして、そういった面から消費者とそれから生産者が共生すべきものだと、うふうに私も思っているわけでありまして、

ですから、生産者側にとりましては、国民の健

康を食の面から奇手しているんだというふうな大きな誇りを持って生産に当たつてもらいたいというふうな考えておりますと同時に、一方、消費者にとりまして、国内でつくられたものが完全に消費できるような消費体制をとらなきゃならぬというふうにも思っているんです。

それには、国民の、いわゆる消費者のニーズに合う製品をつくらなきゃならぬということであると同時に、それはまた一方では、毎日毎日食べるものでありますから、できるだけ安く供給するというのも大きな要素であるんじゃないかというふうに私は思ひます。

そういうことを考え合わせますと、当然農家の側、生産者側の所得というのが減つてくるわけでありまして、その辺のところは、国民の皆さん方の御理解を得ながら所得政策で対処していく。いわゆる価格といひますか、製品そのものは市場に任す、そしてまた、政策で所得というふうなものを確保していくことが大事かというふうに思ひます。

そういった面の農政の展開をそこに進めていきたいというふうな考えているわけでございます。先生御指摘のとおり、何と申しても農業者が経営としての農業というのをしっかりと確立させていくことがこれからの世界の農業に立ち向かつていく大きな要素の一つであるというふうに考えているところであります。

○津川委員 終わります。ありがとうございます。

○堀込委員長 次に、岩崎忠夫君。

○岩崎委員 おはようございます。自由民主党の岩崎忠夫でございます。

農業者年金制度の改正につきまして、去る三月二十八日の法案質疑と昨日の参考人に対する質疑でいろいろな角度からする論点がおおむね出そろつたものと考えているわけでありまして、今回の改正は、農業者に係る年金制度の抜本改革を凶るという数十年に一度の大改革であります。

そこで、私からは、制度改正に当たつての基本

的な論点をおさらいしながら、松岡副大臣及び金田大臣政務官にお伺いしてまいりたいと思ひます。

農業者年金は、若い後継者が相当数いる、農地が足りないといった昭和四十年代前半の農業構造の中で、農民に恩給をという声にこたえて、旧農業基本法の政策目的を達成するために創設された政策年金であります。今日まで、農業者の老後生活の安定、農業経営の近代化などに多大な役割を果たしてきたのでありますが、若い担い手が不足していることから、経営移譲しようとするにもできない、また加入者一人が受給者二人を支えるという根本的な問題に直面しまして、今回の抜本改革に至つたのであります。

抜本改革の成案を得るまでには、現場の農家の方々の意見を集約しながら、自由民主党、農林水産省及び農業団体の間で二年近くの本格的な議論がありましたことは、さきに我が党の木村太郎委員が述べられたとおりであります。

ここではまず、今日まで九十八万人に対して三兆七千億円もの年金を支給してきましたこの農業者年金制度が果たしてきた役割とその成果について、松岡副大臣の御認識をちょうだいしたいと思ひます。

○松岡副大臣 先生御指摘のとおりでございます。農業者年金制度、これは四十五年にスタートをしたわけでありまして、いろいろな目的を持ってございますが、まず、とにかく当時の状況のもとで農業の構造改革をなし遂げていく、その大きな一つのポイントとして、適期の経営移譲を通じて農業者の老後生活の安定、農業経営の近代化、農地保有の合理化、こういったことを大きなねらいとしてこの制度はやってきたわけでありまして、

先生がおっしゃいましたように、九十八万に対して三兆七千億とおっしゃいましたが、私どもは三兆八千億、こういったようなことで年金を支給する、こういったことで農業者の老後の生活の安定がまず図られてきた。

それから、三十代前半の後継者を中心に八十七

万件、約九十万件にも達するような経営移譲が行われて、農業経営の若返りが図られてきた。そしてまた、百五十七万ヘクタールの農地が細分化されずに後継者に継承されてきた、そして十五万ヘクタールの農地が第三者に移譲される、こういったようなことで農地の細分化の防止、規模拡大にそれなりの寄与があった、このように評価いたします。

そしてまた、さらにこれらの成果につきまして、農業経営の若返り、農地等の生前一括贈与を受けまして贈与税の納税猶予を適用されている後継者を中心とした受贈者が四十から五十代、こういうことに対して、経営移譲を受けている後継者は三十代前半であるといったことから、こういった比較を見て、その成果というものには評価されると思っております。

規模拡大も、一件当たりの農地移動面積が、農業者年金の第三者移譲の場合は、一般と比べまして都府県では四・一倍、北海道では二・六倍、こういったことからそれなりの成果は上げてまいりましたもの、このように評価いたしております。

○岩崎委員 ありがとうございます。  
私も全く副大臣と同じように見ておりまして、この農業者年金、政策年金として相応の成果を確実におさめてきたと受けとめておりますが、何よりも農業者の生活安定に本当に寄与してきた、私はこのように考えているわけでありまして。

そこで、この農業者年金制度は、農業情勢の変化と年金財政の両面からこのままでは立ち行かなくなってきたわけでありまして、制度を大きく変えようとする場合には、当然これまでの制度がどうであったかを顧みることが必要であります。

そこで次に、農業者年金の制度設計と運営の評価についてお伺いをしたいと思います。  
農業者年金の財政方式は、当初、積立方式で充足いたしました、昭和五十一年改正で農業者の強い要望を受けて経営移譲要件を緩和した結果、積み立て不足が発生しまして、五十六年改正で修正賦課方式に移行したものであります。

また、平成二年には既に農業者年金の受給者数が加入者数を逆転してしまっておりまして、平成七年の財政再計算におきましては実績との乖離が非常に大きかったことなどを考え合わせますと、農業者年金を持続可能な制度として設計、運営していくことには当時いろいろ難しい点があったと考えているのであります。

去る三月二十二日の本会議におきます民主党政務委員の質問において、古賀議員は、既に五十年代後半から破綻は予測可能であり、遅くとも平成元年前後には不可避と判断できたのに、なぜここまで放置してきたのでしょうか、あたかも他人事のように述べておられますが、当然野党も五年ごとの財政再計算の機会に行われてきました。これまでの改正に参画をしておられます。前回の平成七年改正におきましても、この農林水産委員会政府原案を野党も含め全会一致で可決しているものであります。

このように、結果論で物を述べるのは大変簡単であります、そうした単なる責任追及論に墮することなく、絶えずよいものをつくっていくという建設的な前向きな立場で評価を行う、こういう観点から、そして健全な制度運営を図っていくという見地から、また新しい制度が長期的に安定した持続的な年金制度になることを願う立場から、これまでの農業者年金の制度設計と運営についてどのように評価したらよいか、松岡副大臣のお考えをちょうだいしたいと思います。

○松岡副大臣 先生の最初の御質問にもお答え申し上げましたように、私もこの制度、先ほど内容を申し上げましたが、一定の成果を上げてきた、それなりに農政の進展に、また農業現場の改革に評価ができる、こういったことを申し上げたわけでありまして。

一方におきまして、大臣も先般来表明をいたしておりますように、いろいろな事態の推移の中で破綻を招かざるを得ないような状況になったことにつきまして、大臣も、農政を預かる責任者としてまことに申しわけなかった、こういったよう

な真摯な立場からそういったことも申し上げたわけでございます。

私もまさにそういう思いに立ちまして、さらに前進的な、建設的な農政というものを展開していく上でこの年金制度というのをどう位置づけるか、こういったことであります。

これは何と申しても、先ほどからる津川先生の御議論にもございますが、いろいろな要素がありますが、我々農業現場の皆さんも話しております、大きな要因の一つは所得、これがやはり大変重要なわけでありまして。

そういった点と、そこがまた民主党案と私どもと違うのですけれども、私どもは、生涯所得というようなものを現役時代の所得と老後の所得という位置づけで、これを車の両輪、まさにそういう位置づけでとらえているところでござい

ます。そういう意味から、私どもは過去を反省しつつ、そしてまた問題を十二分に整理しつつ、将来に向かって農業者の皆様方、特に意欲を持って効率的な経営をやっていく、こういった方々に、まさに現役時代と老後と合わせて、本当に将来を見通して、一生を見通して、ひとつこれは頑張っていく、こういったような大きな仕組みをひとつ提示しよう、これが今回の年金改正のねらいでございます。そこに視点を当てて、私どもは建設的、前進的に今回の提案をさせていただいた、大きな観点からいえばそういったことでござい

ます。まさにそういった意味におきまして、内容的にも私どもいろいろな改善をし、そしてまた具体的な中身も盛り込んでおるわけでございますので、どうかこれから、先ほど金田政務官も言いましたように、十二分に現場の皆様方に説明が行き届き、そして御理解をいただいで、目指すすばらしい形に運営ができていくような努力を重ねてまいりたい、こう思っております。

○岩崎委員 大変ありがとうございます。  
松岡副大臣の、問題を十分に整理して将来にき

ちつと立ち向かうという強い決意をお伺いしたような気がいたします。新しい制度が本当に農業者のために役立つこととなるように、制度をしっかりとつくり、かつ守っていったいただきたいとお願いする次第でございます。

次に、新たな政策年金として再構築する制度の緊要性についてお伺いしたいと思います。

現行の農業者年金につきましては、農業後継者の過半が農業者年金に加入しない、加入者一人が受給者三人を支えているなどの最近の農業を取り巻く情勢の変化と年金財政の状況から、制度の抜本改革を行って継続することとされたものであります。民主党案が主張する制度の廃止などといった議論は、農村現場でも、また農業団体と政府・与党とが議論を重ねる過程においても全く論外とされたものであります。

真摯な議論を重ねる過程で問題とされましたのは、専門的農業者として我が国農業を中核的に支えてきた農業者年金の受給者、加入者の信頼をどのように確保していったらよいか、また制度の継続と支援の拡大を求めます農業者の声にどのようにこたえていったらいいのかといったことであつたかと思っております。

また、現行の農業者年金制度を積立方式に切りかえる際には、通常は、既に保険料が納められたことに対応する年金給付債務を負担しながら加入者は自己の年金部分も積み立てるといいうわゆる二重の負担をしなければなりません。こうした加入者の二重の負担を回避するためには、改正法施行前の保険料納付済み期間に係る給付に要する費用はすべて国費で賄うこととする必要がありますが、そのことについて国民一般の納得が必要であります。

農業者優遇の批判を受けず国民一般の理解と納得を得るためには、将来的に三兆六千億円にも上る国民負担を仰ぐこととの均衡を図る観点からも、受給者、加入者に対しても一定の負担を求めざるを得ないではないかという関係者のぎりぎりの判断がそこにあつたのではないかと、ということ

あると思います。  
このようにして、時代の要請と基本法の理念に沿った、農業者に魅力のある政策年金としての再構築が求められたのであります。

そこで、今回の制度改革の緊要性及び制度のねらい、また改革に当たつての基本方針などにつきまして、松岡副大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○松岡副大臣 今先生からも、先生のお考え方、また先生自身が政治的な立場でこのことについて取り組んで経験をされたお立場からいろいろ御指摘があったわけでありまして、私もその御指摘、全くそのとおりだと思ひます。そして、先生のお尋ねであります今回の制度改革の緊要性と制度のねらい、また改革を進めていくに当たつての基本方針についてどうか、こういうこととであります。

これを大きな一つくり方で申すならば、私は、今回の改正は、農業の持続的発展の実現のため、長期安定的で、かつ担い手の確保に資する制度にするということでありまして、緊要性という点につきましては、今日までの議論の中で、とにかくこういう状態に立ち至つた、したがつて一日も早くこれを前進的、建設的な、そして農業現場の皆さんが意欲の持てる、希望の持てる、そういうものを提示しなきゃならないということで、その必要性から今回の改正となつたわけでございます。

そしてまた、制度のねらいでございますけれども、これも先ほど先生の御指摘の中にも十二分に尽くされておりましたように、やはり農業というものが国民生活にとって必要不可欠、大変重要な、国民生活のまさに土台である。こういった農業を振興、発展させていくために担い手の皆さん方の確保、こういうことになりまして、何度も申し上げますが、生涯をトータルととらえまして、そしてそのトータルの中の老後という部分、若いとき頑張つたから老後はこれだけの安心した生活がちゃんとできていく、そういう老後にまで及んだ見通

し、こういったことがどうしても必要でありまして、そこが基本的なねらいである、こういうふうには私は思つております。

これを、現役は現役、老後は老後、それぞれ別々でやればいじやないかということになりますと、なかなかそれは、言つてみれば全体を通じた安心感というものはやはりないのだからと私は思ふ。そこが我々政府の案と、先ほどから津川先生からも御指摘いただきましたが民主党案との大きな違いではないか、こういうこととでございます。

基本方針につきましては、まさに新農業基本法の基本方針に即しまして効率的かつ安定的な農業経営、こういうことを目指して私どもは、農業現場が大きく進んでいきますような、そういう方向に持つていきたい、こういうこととでございます。

そこで、農村現場の要望の実現に努めながら現行制度を根柢から見直しまして、将来の年金を安心してもらへるよう、受給者数、加人数等に左右されにくい積立方式を採用した、これは従前から言つておることとあります。

それによつて長期的に安定した制度にする、そしてまた、意欲ある担い手には保険料の助成を行ひまして、喫緊の課題となつております担い手の確保に資する制度としたい。先ほど政務官も言ひましたが、十二分に万全に説明、または広くこれを末端まで浸透させる努力をいたしまして御理解を得たい、このように思つております。

○岩崎委員 どうもありがとうございます。新制度は、そのように担い手確保を政策目的として農業者のために再構築されました政策年金であります。言うまでもなく、現下の我が国農業は、これまで我が国農業の中心を担つてきました昭和一けた世代の農業からのリタイアが進みつつあります。新規就農者も少なく、危機的な担い手不足に陥つておると言つても過言ではありませぬ。

このため、新しい基本法に基づき、先ほどから答弁もお願いいたしておりましたが、その確保のための政策が求められるところであります。基

本法農政は担い手の確保を得て初めて実現できるものでありますし、それには農業者年金をきちんと用意することが大事であると思ひます。

そこで、金田大臣政務官に、担い手確保対策を農政全体としてどのように進めようとし、その中で新しい政策年金をどのように位置づけようかとされておられるのか、そのねらいについて伺ひたい。

○金田大臣政務官 岩崎先生御指摘のとおり、農業者、新規担い手をどうやって確保していくのかというのことは、農政全体の大変な大きな問題でございます。これにつきまして、農林省を挙げて取り組ませていただいております。

いろいろなことをやらせていただいております。催したり、あるいはそういう募集を受け付けたり、あるいは職業紹介所、大阪、名古屋、東京等々にいいて、農業がこういう農業を求めていますよという職業紹介をしたり、あるいは新規就農をする際に研修のための補助金を上げたり、あるいは農業者大学校における新しい研修を実施したり、あるいは新規に就農するということになりまして、いろいろな融資制度を用意しております。

無利子で四千万までとかというような形で新規就農者に御融資申し上げる、あるいは債務保証してあげる、そして新しい農政、担い手対策のためにいろいろとやらせていただいております。

ようよう政策の効果も上がつてきております。毎年一万一千人ぐらいの新規就農者を確保できておるところであります。まだまだ足りませぬ。そんなことで、この政策について強力に進めていかなければならないというふうには思つておるところでございます。

それで、この新規就農と農業者年金の位置づけでございますけれども、やはり老後の所得がしっかりと保障されているよ、そして農業者年金について、農業を続けていければ保険料の補助金も出るよ、保険料を国がかわつて納付してあげるよというふうなことは、新規就農者確保のために

も大きな魅力でございます。何といつても他産業並みの所得が確保されるために、年金の持つ意義というのは大きゅうございまして、こういった中で、農業者年金をしつかりと支えながら、新しい新規就農者の確保のための大きな力になり得るものだというふうに思つておるところでございます。

○岩崎委員 ありがとうございます。担い手確保のために農政の各般の施策をフル出動させて万全の体制でそれに取り組みむということでありまして、農業者年金はそのための大変有力な手だてだと思ひました。

次に、農業者年金の財政方式についてお尋ねしたいと思ひます。

新制度は、確定拠出型の積立方式をとることといたしてはいるわけですが、そのことによつて制度が長期的に安定した持続的なものになつたと言へるでございませぬか。現行制度も当初は積立方式で始まり、途中で賦課方式に変わったわけでありまして、そのために今日に至つたとも聞いているわけでありませぬ。

物価上昇等の局面が来れば、また賦課方式に変更する必要があるのではないかと思ひます。松岡副大臣、こうした懸念についてどう考えているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○松岡副大臣 全くそのところが一番問題であります。確定拠出型の積立方式、これは安定的で持続的な制度と言へるか、また、賦課方式に変更することは将来ないのかあるのか、こういったお尋ねでございますが、賦課方式、積立方式、それぞれ突き合わせますと、いろいろ利点、欠点を持つております。

しかし、今日までのいろいろな経過の中で、また問題点等の整理の上で、私どもは、この新制度におきましては、農林部における高齢化の著しい進展、そして、そのもとで長期的に安定した年金制度とするためには加入者数や受給者数に影響を受けにくい年金財政の仕組みとして積立方式がベターである、こういったことからこのような方式

を今回採用した、こういうことでございます。

そして、いろいろ突き合わせの結果、これは今言いましたような理由もありまして、長期的に安定した持続的な制度だというふうに私どもは判断をいたしましたわけでございます。

また、過去、物価スライドの導入等により年金負担が大変かさみまして、その結果やむを得ず賦課方式に変更したことが今日の財政破綻の原因となったということも先生御指摘のとおりでございます。したがって、今後、賦課方式に切りかえるという事はやらない、こういう方針でございます。

○岩崎委員 次に、新制度の政策支援について伺いたいと思います。

農業者年金は、農業を魅力あるものにするための重要な柱でありますし、とりわけ若い担い手に安心で魅力ある制度としてつくる必要があります。安んずすし、そのために新制度においては公的年金の二階部分に政策支援が導入されたものと考えているわけでありませぬ。

このような政策支援については、農業者向けの年金だけにあるのはけしからぬという向きもございますが、その必要性、ねらいにつきまして、北海道は農業者年金の加入者も多いと思っておりますが、金田大臣政務官の見解をお伺いしたいと思います。

○金田大臣政務官 何としても、この政策年金、農業者年金という制度は基本的に維持していただきたいというのが農家の皆さん方の御要望でございます。そのためには若干の給付額の減というのやむを得ないというふうなことで、この農業者年金を維持してまいらなければならないと思っております。

そういった中で、やはり何と云っても、意外と自分は将来農業をやりたいという方々が大部分潜在的にいるというふうな見方は見ておられます。こういった中で、新しい農業者年金には保険料について政府の政策支援があるんだということ、本当に大きな魅力になっていくものだと云うふうに考えております。

老後がしかるべき所得が確保される、そういうこと、それから現役時代に保険料の助成があるんだよというふうなことは、新しいこれからの農業に従事する人、また今後従事している、まさに日本農業の主力部隊と申しますか、そういう農業者の方々にとつて大きな力になり得るものだと云うふうに思わせていただいているところでございます。

○岩崎委員 ありがとうございます。

いろいろ、新制度が円滑に運営されるためには、農業者はもちろん、多額の国民負担を担っていたり、また、現行制度と新制度が相当長期にわたって併存することになりますので、受給権者、加入者はもちろん、市町村現場で混乱がないようにならなければなりませんし、また、制度が安定的に持続可能なものとなるためには、加入者もしっかり確保しなければなりません。

政府、農業団体等による制度の周知徹底をよろしくお願い申し上げたいと思っております。時間がありますので、最後のお尋ねにしたいと思います。最後に、筒井議員外の提案になります民主党案について、政府側にお尋ねをしたいと思っております。

このような大変難解な法律につきまして、対案を作成しようとされましたその労は多とするものであります。民主党案につきましては、制度の継続を求める農業者の気持ちを無視するものでありまして、とても農村現場から受け入れられるものではない。そういう実質的な判断のほかにも疑問点が多々ございまして、到底実行可能な制度改革案たり得ないというのが率直な感想であります。そこで、問題点を幾つか指摘したいと思っております。

まず、そもそも政府案の対案たり得るのかどうかという点についてであります。民主党案は、農業者年金基金法の附則に「検討」と題する一条を加えて、法制の整備に際して規定すべき主要項目のみを列記し、平成十三年十二月三十一日までに具体的な中身の法律をこれからつくるといた

しているものであります。

すなわち、実際に制度改革を立案した政府案は百二十五ページにも及びます大部の法律でありまして、民主党案はたった二ページの、これから検討すべきであるという検討規定を書いたにすぎないものであります。いやしくも年金制度の改革案という名に値するものとはとても言えないと思っております。

例えば、年金給付財源をとりましても、農業者年金基金の残資産が本年三月末には一千億円を下回る状況となっている中で、農業者年金の年金給付には毎年一千六百億円も要しているわけでありまして、ことしの十月には残資産が底底すると見込まれているのであります。

このため、政府案におきましては、これに備えて追加の国庫助成を措置いたしておりますが、民主党案においては、こうした点に対する措置も全く考えられておりません。また、民主党案を実現するために必要な平成十四年一月から三月分までの予算措置ももちろん講じられておりません。

さらに、民主党案においては、附則第十二条第一項に、「平成十三年十二月三十一日までに、この法律の改正その他所要の法制の整備が行われるものとする。」というふうな規定しておりますが、この「所要の法制の整備」というのは、一体それがこれを行うのか、立法府の責任で行うのか、それとも民主党が責任を持つて行うのか、全く不明であります。

そもそも、法制の整備に当たりまして、民主党案の附則第十二条第二項に掲げられている措置を講じた場合には、平成十三年年度予算案の変更が不可欠となると考えますが、予算案の成立後にどのようなして予算の変更を行うのか、全く理解しにくいのであります。

このように、農業者年金をめぐる現下の厳しい状況を直視することなく、単なるポーズか、あるいは問題の先送りしようとしているにすぎない民主党案には、みずから立法に当たる立法者として制度改正にまじめに取り組む姿勢をそこに

見ることができません。全くの無責任とのせしりを免れることはできないかもしれません。

政府案の対案とは到底なり得ないのではないかと思っておりますが、松岡副大臣はこれをどのように受けとめておられますか、お伺いして終わります。

○松岡副大臣 今先生、いろいろ事実的な問題点について御指摘をされました。そのことを私どもも大体同じような整理で受けとめておりますが、さらにそれに加えて、一応、私どもも一定の民主党案との関係について申し上げたいと思っております。

まず、それは公党の作成された対案でありますから、敬意を表したいと思いますし、その労は多とするものであります。一応、私どもとの基本的な差異は、新しい政策年金制度を構築しないこと、これは全く現場の願いといえます。か要望と正反対である。

二つ目としまして、年金額のカットは行わず、全額国庫負担で処理する、こういうことを内容としておられます。

これにつきましては、農業者年金制度を再構築して継続をすること、民主党案はそういう意味で現場の声にこたえていないこと、これは今申し上げましたが、民主党案はさらに、実質的に農業者年金制度を廃止、こういうようなことを言っておられます。

そしてまた、年金額のカットなし、全額国庫負担で処理、これは大変耳ざわりのいい案でありませぬけれども、年金額のカットなしとすれば、さらに三千三百億円に上る国民負担をお願いせざるを得なくなる。とても国民一般の理解は得られないのではないか、このように私どもとしては思っております。

それから、時間がないからもう言いませんが、いろいろ米の問題につきましてもおっしゃっておりますが、整合性という上で全く、援助とかおっしゃっていますが、穀物協定もありますし、国際価格との内外価格差、こういったものの国民負担というのにはどのようにお考えになっておられるの

か等々、議論をすればこれはいろいろな問題点がまだまだいっぱい指摘できると私は思っております。以上であります。

○岩崎委員 以上で質問を終わりにいたします。

○堀込委員長 次に、白保台一君。

○白保委員 大事な法案でございますから、大臣がおられた方がよかつたわけですが、参議院の対応でございますので、そこはそれとして、松岡副大臣、そしてまた金田大臣政務官にしっかりとお答えをいただきたいと思ひます。

二十八日、昨日と、参考人の陳述、質疑も踏まえて、多くの質問がなされました。したがって、私は、前々から気になつて居る基本中の基本の問題について何点かお伺いをしていきたいと思ひますが、その前に、国民の声、そしてまた農業者の現場の声、こういったものが非常に大事でございます。そういう面ではどのよう支持を得られるのかという議論も多々ありました。

そういう面でも、農業会議の皆さん方や多くの皆さん方が長い間議論をされて、積み上げて、この政府案は早急に成立させてもらいたい、そういう声も受けとめております。そういう面では、早い質疑の終局、そして成立を目指すことは極めて重要な問題であらう、こう思ひます。

このことを踏まえて、その上でお聞きしたいと思ひますが、抜本的な改正をしなければならぬ、このことは、多くの反省と、そしてまたこれからの未来展望というものをきちんと踏まえて行われるわけでありますが、その前に、農業者年金は、旧農業基本法の政策目標を達成するために、昭和四十五年ごろから大変な議論がなされて、私も当時農水委員会の理事の秘書をやつておりましたから、よくその三十年前の熱気というものを覚えております。ところが、その後だんだん様子がおかしくなつてきて、これはいかがなものか、こういうようなことを思つておりました。

ただ、その前に、四十九年の社会保障制度審議会の答申で、もう既に財政の悪化を予告する答申

がなされております。そして、これは途中微調整的なものはあつたにしても、現実には、その答申で警告を、予告といひますか警告といひますか、発せられたにもかかわらず、微調整的なもので今日に至つた。これはやはり、冒頭にも申し上げましたように、反省と責任というものが当然あつて、そこから今度は農業者の納得のいく、そういう新たな制度というものがスタートするのだらう、こういうふうな思ふわけですが、

したがって、この反省点と責任という問題について、まず松岡副大臣からお聞きしたいと思ひます。

○松岡副大臣 今白保先生から、当時白保先生はこの農水産委員会に在籍された先生の秘書をされておつたということでも、もう十分に経過等につきましても、私もなかなかよりはお詳しくないわけでございます。そういうお立場からの今御指摘でありますから、本当に私も真摯に受けとめて思つておられます。

大臣も申し上げましたように、いろいろな今日までの経過の中で、反省すべきは大いに反省をし、そしてまた本当に、政策の責任者としてこういう事態に立ち至つたことについては、まことに申しわけない、深くおわびを申し上げます、こういういた表明をした次第であります。まさに私もそのように受けとめております。

○白保委員 しつこいようですけれども、四十九年は、既に、農業就業人口の減少の問題とか、あるいは農業者の高齢化の問題とか、あるいは年金財政の悪化ということも指摘されておりました。それが根本にあつて今日に至つたということについては、なぜそれを早いうちに抜本的な手の打ち方ができなかったかというの、これからの将来のことを考えたときにこの反省の問題というのは極めて重要な問題だと思ふのですが、なぜ今日に至つたのか、このことについてはいかがですか。

○松岡副大臣 先生の御指摘に、私も先ほど、反省すべきは反省し、そしておわびを申し上げます。

べきはおわびを申し上げ、それを最大限に生かして今後に対処していきたい、こうしたのでありまして、先生の御指摘は御指摘としてしっかりと受けとめながら、十二分に対処してまいりたいと思ひます。

○白保委員 この問題に関連しまして、政策年金については、四十九年の答申で、本制度に対する本審議会の基本的見解は、四十五年その創設に当たり述べたところであるが、以来まだ日は浅いといへ、今日なおその疑念が払拭されるに至つていないという文言があるのです。

その文言は、こういうのを年金といふのかという、年金に対する疑念というものが社会保障制度審議会の中で議論されて、疑念という言葉を使われているわけでありませぬ。疑念という言葉に言葉を使われて、政策年金、そういうことだからそれでよしというふうにしてこられたんだと思ひますが、この払拭されないという疑念に対する農水省としての対応といひますか説明というものは、どのようになされてきたのか。

これから先続くことですから、この際きちんと整理しておいた方がよろしいのではないのかな、こう思ひますので、このことをまずお聞きしたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 先生御指摘の、昭和四十五年それから四十九年の社会保障制度審議会の答申の中に、農業者年金制度につきましての疑念の表明がございます。

その内容でございますけれども、昭和四十五年の審議会答申の中が「国の農業政策的要請があるとしても社会保障制度としての年金制度のあり方におお疑問が残る点がある。」これを四十九年の答申にも引つ張つておるわけでございます。要は、この指摘は、構造政策という農政上の課題を、社会保障制度という手法で取り組んでいくことについての疑念というふうな私どもは理解をしておるところでございます。

これを受けまして、我々の中でいろいろ議論をいたしまして、要は、年金といひますのは、現役

時代に保険料を支払いまして、老後に年金として受給をする、そういうことによりまして老後の経済的リスクに対応して生活の安定を図る、こういうものでございます。

これを農政上の政策手法として活用をいたしまして、農業経営の若返りと農地の細分化防止、規模拡大という当時の農政上の課題に対応するのに望ましい年金の支給開始要件というものを設定いたしました。農政上の政策誘導を図つたのが農業者年金制度でございます。

その後、いろいろ農業構造の変化がございまして、五年ごとの財政再計算等を契機にいたしまして、制度改正、運用の改善に取り組んできたところでございます。

新規加入者の見込みの違い、保険料の収納率が見込みより落ちたこと、それから運用利回りが見込みより著しく低下をして居ること、こういう結果が今回の制度改正に至つた要因というふうな認識をしております。

○白保委員 後の方の答弁は、聞いていない話まで答弁されましたが、そこで、年金の問題なんです。それで、年金というのは、一般的に公的年金と私的年金というものがあつて、公的年金というのは、法律で定めて、強制的な形でもって、制度をきちんとして入るのが公的年金なのだろうと思ひます。

私的年金は、それぞれの立場に合わせて、それぞれの計画をつくつて加入するという、税制上の問題はあつたにしても、強制力はない、みずから判断というふうな形に分かれてくると思うのですが、この政策年金というものは、公的年金、私的年金、どちらの範疇に入れていくのですか。

○須賀田政府参考人 今、年金の性格論についてのお尋ねでございます。

まず、公的年金でございます。公的年金の定義は必ずしも明確ではございませんが、いわゆる我が国で公的年金と言われているものを見ますと、三つぐらいの特徴があるのでは

ないか。

一つが、いわゆる年金の一階部分と二階部分をカバーしているということ。それから二つ目に、法律により基本的な制度の仕組みを決めているということ。三つ目に、その年金事業を政府または公的なセクター、公的な機関が運営をしているということ、こういうような共通性があるのではないかとこのように思っております。

そして、農業者年金はこの公的年金との関係でいざばどういもの当たるかというふうにも考えますと、国民年金の二階部分をカバーいたします農業者向けの公的年金ではないかというふうにも、公的年金との関係では私どもは理解をしております。

それから次に、政策年金という点でございます。政策年金についても定義が決まっているわけではございませんが、実態的に、我が国でいわゆる政策年金と称しているのは農業者年金のみでございます。

農業者年金が政策年金と称しておりますのは、この制度の目的が、社会保障としての単なる老後の安定ということだけではなく、農政上の政策課題を目的にしているためということでございます。

具体的には、現行の農業者年金制度は、老後の安定と並びまして、農業経営の若返り、あるいは農地の細分化防止、経営規模の拡大というものをねらいとしておることとございまして、そういう政策性に着目をいたしまして、他の公的年金には見られない国庫助成が行われているものというふうな理解をしております。

○白保委員 年金白書などを見ますと、政策年金というのは年金制度の体系の中には組み込まれていない、そういうことなんです。

今、公的年金のことについて、三つのカテゴリーとありますが、それを分けて話をされました。大体、公的年金というのは、法律で定められて、ほぼ強制的な加入というか、そういう形になっていくわけですから、一番大事なことは、今回の

改正の中で、制度の加入の問題についてお伺いしたいと思いますが、この制度の加入について、これまでは現行の制度は当然加入、こういう形でありました。これから改正していった場合に、どのような形になりますか。

○須賀田政府参考人 現行の農業者年金制度は、適期の経営移譲を通じて農業経営の近代化と農地保有の合理化を図るということを目的にしております。

要は、零細多数の農地所有構造を若くて規模の大きな経営を主体とした農地所有構造に転換していくということをねらいとしておりました関係上、一定面積以上の農地所有者については当然加入、強制加入としてその目的を図ろうとしたわけでございます。

一方、新しい制度でございますが、近年、担い手の脆弱化、耕作放棄地の増大等が見られる中で、やはり担い手の確保ということが課題になっているわけでございます。

特に、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある担い手について、長期にわたる営農活動を支援していくということが農政上の課題でございます。まして、新しい年金制度におきましては、目的を担い手の確保へ改めまして、特に意欲ある担い手についてはその保険料負担を軽減するという政策支援をすることとしておるわけでございます。

したがって、この制度は、旧制度のように農業構造の変革というものを企図したものではありませんで、したがって、制度上は年金の加入については、それぞれに人生設計を有しておると考えられる担い手の自由な選択にゆだねるということ、任意加入制をとっているところでございます。

○白保委員 私が申し上げたいのは、当然加入で反省しなければならぬ見込み違い等もあったと思えます。にもかかわらず、任意加入でこれからの見込みというものはしっかりとした形でもって成り立つのかどうか。そのことが非常に大事なことでありますから、その辺について、見込み、そ

してまたその方法等をお聞きしたいと思います。○松岡副大臣 もうおっしゃるとおりでありまして、私どもも、そのところが一番大きな議論のポイントの一つといえますか、この問題の一番、言ってみれば原点でもあると思えます。先生の御指摘のとおり。

そういったような中でこういった方向をとったわけでございますが、そこはまさにその魅力といえますか、加入していただく方々がそういった魅力というものを十二分に理解をされまして、御理解いただいた、そして本来将来の農業の担い手としての位置づけのもとで考えればこれが一番自分たちにとつての選択だと。

こういったような形で、なぜ任意かということにつきましましては先ほど局長が申し上げたとおりでありますけれども、そういう努力を、そしてまた末端までの浸透というものを、精いっぱい私どもは最大限の努力を払いながら達成をしております。

先生の御指摘は、もう全くの根本的な問題でありますから、そのことを十二分に私どもは認識して進めていきたい、このように思っております。

○白保委員 この法改正に至るまでの現場から積み上げてこられたと同じように、この問題は大変重要な問題でございますから、しっかりとした啓蒙、そしてまた活動を通じてやっていかなければならぬだろう、こう思います。

金田大臣政務官には、長い間お待たせしました。政策効果についてお答えをいただければと思っております。もう最後になります。

○金田大臣政務官 新しい農業者年金の政策効果いかんという御質問でございます。

これからの努力もあるわけでございますけれども、我々、やはり担い手をしっかりと育てていかなければならない。日本農業をしっかりと担える主力部隊を構成していかなければならない。

その中で、老後、リタイア後の生活を支える年金というものをしっかりとしたものにしていただく、ああ、老後も安心してやっていけるのだ、

そういった一つのインセンティブがこの農業者年金で与えられることによつて、新しい農業を職業として選択する可能性が少しでも多く広がっていくのだからと思っております。

まさに、今農家の皆さん方が将来展望を見失いつつある現状の中で、さあ、この年金に入れよ、こう言つても、果たして入ることを決断していただけるのかどうか。いろいろなこれからの啓蒙活動等が相当大きくなっていくわけでございますけれども、そういった中で、しっかりと取り組ませていただきたいというふうに思っている次第でございます。

○白保委員 終わります。  
○堀込委員長 午後零時四十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。  
午前十一時五十一分休憩

午後零時五十分開議

○堀込委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 民主党の鉢呂吉雄でございます。農業者年金基金法案の政府案また民主党案ということで、精力的に審議を続けておるところでございます。

午前中もお話があったとおり、立法院はこの間、五年ごとの再計算で農業者年金の法案を賛成してきたという経緯もございまして、今ここに現行の農業者年金が実質破綻をするような状況、そしてまた農業者年金、年金というのは五十年、百年の単位でその設計をするというふうな長い形で安定化をしなければなりません。

そういう新たな農業者年金を新設、創設するのかがどうか、そういう非常に大事な時点でありまして、私ども立法院の人間としても、過去の経緯を踏まえて、そうであればなおさら慎重に、しかも本質をつく議論をさせていただきたい、このように考えております。

まず、きょうは大臣を主体に、金田政務官、そ



料収納率の低下等が続きまして、農業の担い手の減少と高齢化が著しく進展する中で、現在、農業者年金は、受給者が七十五万人、そして加入者が二十八万人と大幅に受給者が上回っているということで、その成熟度が二七〇％というふうな財政上極めて厳しい状況に陥ってきたわけでありま

す。そういうことから、十二年度の財政再計算等を見ましても、過去に行ってきたような現行制度の継続を前提とした制度改善では年金財政の破綻を免れることはあり得ないと認識するに至ったわけでございます。

今先生の御指摘のように、この問題については、農水省としてもその都度、五年ごとの見直しの中でやってきたわけではありますけれども、その結果が十四年度には破綻するような、そういう状況になったということについては、その見直しにおいて誤りがあったと私は思っておるわけでありまして、そういう面では申しわけなく思っているところでもあります。

そういう見直しの中におきましても、いろいろと国会等でも御審議をいただいたところではありますけれども、少なくとも、こういう状況になつてきたということは、私といたしましても申しわけなく思っておるというふうに考えております。

○鉢呂委員 最近のいろいろな状況の変化ということではなくて、昭和五十六年ないし六十年に、制度としての抜本的なところにおいて欠陥があるのではないかと。

午前中も言われました、利回りが予定利回りを下回つたとか新規加入者が少なかったとか収納率がどうであったとか保険料は幾分かずつ上げてきたとかいうような、最近の事例ではなくて、例えば、昭和五十一年に経営移譲年金の要件を大幅に緩和いたしました。

今までは農地を、所有権移転をしなければならなかつたものに加えて、いわゆる使用収益権でこの経営移譲年金をやる、今大体サラリーマンに移

譲するのがほとんどじゃないですか。

あるいはまた、積立方式を放棄して試課方式に変えた。当時もいわゆる高齢層が非常に高いですね。今も四十歳以上の現役加入者が九割を占めているんです。これは後の新しい年金制度についての私の指摘にもつながるんですけれども。

いずれにしても、単に最近、谷津大臣の年金委員長当時から始まって出てきた問題ではなくて、もっと、五十年代の、そのころのやはりきちんとした大胆な改善を加えなかったことに今日の問題点があるのではないかと、そこをきちっと認めていくことが必要じゃないかと。どうですか。

○谷津国務大臣 御指摘の点を申し上げます、実は、一つの政策といたしまして、規模拡大を図つてくるということになりますれば、当然そうなりますと加入者というのは減ってくる。そこへ持ってきて、受給者といましようか、そういう人たちはかなりそのまま残ってくる、そういう制度上の、あるいは政策上の、その辺に矛盾が出てくるということには実は指摘をされても仕方がない、私もそういうふうを考えているわけでありまして。

そういう中で、この年金制度を今日まで、どうあるべきかということで五年ごとの見直しをしてやってきましたんですが、根本的には、そういうふうなことで規模拡大を図つてくれば、当然そこには加入者というのでしようか、納入者が減ってくるわけでありまして、その辺のところには大きな欠点が出てきたというふうに指摘をされても、そのとおりでいいというふうには私は思っておりまして。

○鉢呂委員 いずれにしても、平成七年の審議のときに、将来、五年間で六千人から始まって新規加入者が一万六千人までふえるんだ、したがって、平成三十年にはこの農業者年金財政が健全化するんだ、均衡化するんだというふうなことを我々に提示をして、我々もこういう短時間の中でありますから、もっと時間をかければ相当のところをやるんですけれども、やはり閣法の提出責任者の言う中でこれを了として成立したわけでありまして。

したがって、やはり当時の、この財政破綻を再三審議会で指摘をされて、なおかつ今日まで単なる小手先の改革だけで済ませてきて破綻に陥れた、この責任はやはり農水省として重いものがあるというふうに思いますけれども、この確認をとりたいたいと思います。

○谷津国務大臣 平成七年における当委員会の審議の状況を見させていただきました、議事録も読ませていただきました。確かにその中で、農林水産省としての説明の中に今御指摘のような点があったことは承知をしておるところでございます。

そういう面での見直しを少し間違っていたのではなからうかというふうなことを私は率直に認めざるを得ないというふうに思っているわけでありまして、まことに申しわけなく思っているわけでありまして。

○鉢呂委員 大臣のその御答弁は、私は、今後の新しいこの年金制度、あるいは今経過的な措置で行う、この措置をどのようにするのか、ここに本当に真剣に生かしていく必要があるというふうに思います。

私も民主党案、先ほど指摘があったように議員立法であつて、政府案がなかなか出てこないということから始まりましたから、二段階構えで、年金の年金額を記載するに膨大な、政府でさえ八カ月その間にかかつておるわけでありまして、その辺の不完全さというものをみずから思いながら、しかし、やはりそこは根本的な議論という形で対策を用意させていただいたところでございます。

この今日までの破綻の責任あるいは原因というものもをきちつとらまえるならば、私ども、財産権の憲法問題についても、過去にいろいろな判例はない、あるいは、財産権でありますから、ある程度柔軟性があつて、違憲という形で、明確な形で突き進むのはなかなか問題点もある、そう承知しながら、しかし、やはり相当の本質的な問題があるというところで、それらを含めて、これまでの

破綻の責任なり原因ということを踏まえて、これから質問をさせていただきたいと思つてます。

まず、今回の既裁定の年金額、あるいはまた現役加入者、待期者の経過措置、この点についての憲法二十九条二項との関連について質問をさせていただきたいと思つてます。

三月十三日の、私の質問主意書に対する内閣の答弁書が出たわけでありまして、これによれば、五十三年の最高裁の判決に基づいて三つの基準を想定して、それに照らして許容されるというふうなことでございます。

しかし、実際にその五十三年の判決は、この三つについて具体的にそこに照らし合わせて判決をするというよりも、二つの具体的な基準に基づいて判決を出しておるのであります。簡井先生からお話がありますように、一つは、当初の予想をはるかに超えた経済的行情の変化、二つ目は、変更しなければ他との余りにも均衡を失して社会経済秩序に好ましくない影響を及ぼし不合理であること、この具体的な二つの判断でこの判決はなされておるわけでありまして。

一つ目の、これを年金財政に当てはめてみますと、当初の予想をはるかに超えていたのかということになりますと、私は、今ほど大臣からも御答弁いただいたように、この関係は当初から予想し得た、政策当局がこの改善を怠つてきた、ここに原因があると言わざるを得ません。

農地に関しては、戦後の農地改革から膨大にこの価格が騰貴した、これは予想し得ない状況であることはだれでも認めるところであります。しかし、今回の農業者年金の財政破綻というのは、数度にわたる第三者機関が指摘をしてきた経過がございます。そのことからいけば、この経済的な事情の変化ということとは当たらないのではないかと

いうふうに思うわけでありまして、法制局長官がいらして思つておると思つても、長官の御答弁をまずいただきたいと思います。

○津野政府特別補佐人 お答えいたします。この昭和五十三年七月十二日の最高裁判決でこ

ございますけれども、これは、財産権の事後的な制約に因りまして、公共の福祉に適合するものである限り違憲とは言えないという原則的な考え方を示しているわけでございます。

そして、その判断基準といたしましては、これは質問主意書に対する答弁書でもお答えいたしました。が、一たん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、これを変更することに於て保護される公益の性質などを総合的に勘案いたしまして、その変更が合理的な制約として容認されるかどうかであるということにまず基本的な原則として判断しているわけでありま

す。

五十三年度の判決における、今御指摘ありましたけれども、当初予想をはるかに超えた事情の変化があったこと、あるいは、変更しなければ余りに均衡を失し極めて不合理かつ適正を欠く結果となることという点につきましては、これは、先ほど言いました原則的な考え方の三番目の判断基準であります。財産権を変更することによって保護される公益の性質を総合的に勘案する際の考慮事項の一部をなしているものと考えられるわけであり

ます。

この判決では、農地改革の際に国が買収いたしました農地をその後において売り払う際の対価が論点になったわけでございます。御指摘のよう

な二つの事項を考慮する必要があったというふう

に考えられるわけでございます。

他方、今回の既裁定年金の引き下げ措置につきましては、本制度をそのまま継続するとするならば、現役世代の負担能力を超える大幅な保険料引き上げは不可避でありまして、世代間において著しい不公平を生じることから、未裁定者にも年金額の引き下げによりまして応分の負担を求めるとい

ていたしまして、これは直接的に責任のない一般国民に三兆六千億円もの負担をお願いするということの中におきまして、現に受給している受給者につきましても、老後の生活の安定への

寄与のみならず、農業経営の近代化とか、あるいは農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成、こういう特別の性格を有し、かつ全額国費で賄われている経営移譲年金につきまして、この法案により定めております程度の額の御負担をお願いすることが財産権に対する合理的な制約として認容されるかどうかということが論点

であります。

御指摘のような当初予想を超える事情の変更があったかどうかといったような点につきましては、今回の問題を考えるについては直接重要な論点にはならないというふうにご覧いただいております。

○鉢呂委員 それは、次の二つ目の、他に比べて不合理だということも同じような御答弁になるのかなと今推測をいたしました。いわゆる三つの判断基準の三つ目の保護される公益性ということとの関係で、今回の場合は、社会経済上の予期しないこととか他との不利益だという判断をとるものではないというふうにご覧いただいております。

しかし、やはり、この五十三年度の判決からいって、果たして予想し得なかつたことなのか、あるいは他と比べてどうなのかということも私ども見ますと、今大臣の御答弁からありましたように、これは当然予想し得たことでありまして、それから、他と比べてということになりますと、他の公

的年金はこのような既裁定者の減額をしておられないということからいけば、甚だ答弁書については問題性がある、私はこう思わざるを得ません。

そこで今、特殊農業政策上の性格を有しておるという言い方があったわけでございます。そこで、一昨年度の、十一月に農水省が改革大綱、農業者年金についての概観を示されました。この中では、平均三〇%の削減ということ、その中に五%の老齢年金の削減というのが入っておったわけでありまして、答弁書は「答弁を差し控えた

い」ということでありまして、長官、この老齢年金についてどのように見ることがいいの

か、御答弁願いたいと思っております。

○津野政府特別補佐人 お答えいたしますと、先ほど最高裁判所の判例の基本的な考え方といううなものについての御説明をしたわけでございます。

そして、今御指摘がございました、農業者老齢年金についても五%削減とか、あるいは一昨年度の十二月には、既裁定年金額を平均三割削減すること

かというふうな農業者年金制度についての改正の農水省が作成した一つの案というものがあつたよう

でございますけれども、これは、法案として具体的な制度内容を法制局に対して提示されたものではございません。

これはあくまで農林省が検討の過程において一つの案として示されたものであると考えておりまして、政府案として決定されたものは、今回の法案が政府案として決定されたものでございます。

したがって、御指摘の点につきましては、憲法に照らして許容されるか否かという点について、具体的な内容に関する農林水産省からの詳細な説明を受けたこともございません。また、現在政府案が示されている段階におきましては、内閣法制局としての判断をお示しする立場にはないというふうにご覧いただいております。

○鉢呂委員 それは少しおかしい話で、先週の山口委員の質問に対して須賀田政府参考人は、今回の「大綱の中で年金額の引き下げということについておられますけれども、これは、この研究会」とい

うのは、局長は農林省というふうにご覧いただいておりますから、農林省と厚生省の局長の研究会、農業者年金制度研究会のその論議、この研究会が、先ほど申しました五十二年七月十二日の最高裁判例を引きまして、そこで示されました判断基準を踏まえて、先ほど申しました合理的な制約かどうかという関係の判断を踏まえた上で大綱として示したものでございます。その間を抜きまして、「経営移譲年金では三割、それから農業者老齢年金も五%というふうなカットで大綱としてお出しをしたのですけれども」ということで、「憲法に照らしても許容されるものではないか」ということで提

案をしたものでございます」ということでございますから、長官が言うように、内閣が一つあるのかどうか知りませんが、憲法判断をしな

ら五%老齢年金のカットを打ち出したわけであり

ます。

大臣、今のはどうですか。

○谷津国務大臣 ただいま御指摘のありました件は、実は、農業者年金制度改革大綱案としまして、これは十一月の四月だつたと思っておりますが、それから開催しました農業者年金制度研究会での論議を踏まえまして、農林省としてまとめたものでござ

います。

しかし、これはどこまでも農林省独自の判断でやつたものでございまして、これを法制局の方に行つていろいろ検討していただいたというふうなことはございません。

○鉢呂委員 そういうことを聞いておるのではなくて、この五%カットは農水省としては憲法問題をクリアしているのかしてないのか。クリアしているというふうにご覧いただいておりますけれども、その確認をしたいわけ

です。

○谷津国務大臣 当時の農林省といたしましては、これはクリアしているという判断をいたしましたから、そういうことで大綱を提案したということ

あります。

○鉢呂委員 法制局長官、今の大臣の答弁に対してお答え願いたいと思つております。

○津野政府特別補佐人 これは、繰り返しになつて恐縮でございますけれども、あくまで農林水産省が示した試案でございます。結局政府としては採用しなかつたわけでございますから、お尋ねの、試案が憲法上許容されるか否かという点につきましては、当局といたしましては、具体的に詳細を承知しているわけでもございませ

た。しかも、パブリックコメントもして、御意見もいただいたものであります。

まさか憲法違反のようなものを出すはずがないわけでありまして、法制局長官として、これを合憲だと言えない理由があるのですか。それとも何か、正式に来なかったら答弁できないんですか。きちつと、委員長、お取り計らい願います。

○津野政府特別補佐人 先ほどの大臣の御答弁等をお伺いしておりましたが、結局は、これは最高裁判所の五十二年七月十二日の判決、この基準に従って、農水省において、あるいは研究会とおっしゃられましたけれども、そういうようなところにおいていると御議論をされて、その上で、農林水産省としての考え方としては、憲法上の問題は無いというふうにお考えになったんであるかと思えます。

この辺につきましては、これは制度全体の枠組みを常に私たちは精査しております、一つの、例えば農業者老齢年金、それについての五%カットの問題だけを取り出して議論をするのではなくて、あくまで制度全体がどういうふうになっているのか、そういうようなことを詳細に検討いたしませんと、私たちの立場から、具体的にこれがいいとか悪いとか、憲法上どういふことになるのかというようにお答えすることはできないというのを申し上げておきます。

○鉢呂委員 その全体的なことは、私説明していいですが、時間がないので。

農水省として示されたわけでありまして、全体で三割。この経営移譲年金については三五ないしは二五%、そして同時に老齢年金としては五%。この全体像の中で判断はできないんですか。判断できるじゃありませんか。明確に答えてください。

○津野政府特別補佐人 実は、今おっしゃられたような、非常に法案の体をなしていない段階でこういうようなことを内容とするかはどうかという点自体では、やはり実態的な判断はできないわけでありまして。

我々、法律を出します場合には、必ず、法案と

してどういう格好になってくるのか、その法案の中身として、経過措置はどうなっているのか、あるいは全体の枠組みが合理的なものであるのかどうか、いろいろな観点から詳細に検討しなければいけないわけでありまして、大枠を示した程度の内容につきまして、法制局といたしまして、これが憲法上いいとか悪いとか、そういったような判断をすることはできないものであるというふうにお考えしております。

○鉢呂委員 農水大臣はどのような形でこの五%が合憲であるという、その根拠をお示しください。

○谷津国務大臣 先ほども申し上げましたとおり、年金額の引き下げについて、研究会では、昭和五十三年の七月十二日の最高裁判所判決に示された判断基準によって判断すべきという検討結果になりました、これを合憲ということで大綱を提案したのであります。

具体的に申し上げますと、年金額の引き下げ措置を講じない場合には、遅くとも平成十四年度には年金財政が払底し、そして、現役世代の負担能力を超える大幅な保険料引き上げ、あるいはまた多大な国民負担、これは数兆円規模になると思うのですけれども、いずれかが不可欠となることから、年金額の引き下げの水準は、経営移譲年金の場合には月額五千円から一万一千円程度、農業者老齢年金の場合には月額五百円から一千円程度で、いずれも高齢夫婦世帯の消費支出の数%にとどまり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではないことから、財産権に対する合理的な制約として、憲法二十九条に照らしても許容されるものとして提案したものであります。

○鉢呂委員 今の農水大臣の御答弁で、長官はどのように判断されますか。

○津野政府特別補佐人 これは、先ほどからお答えいたしておりますとおり、農水省が告示しになった政府案ができるまでの検討過程における一つの試案であるというふうにお考えしております、それにつきまして私どもが詳細な検討をしたわけではございませんので、そういうことについて私

どもから御答弁するのは差し控えたいということでございます。

○鉢呂委員 今回の私の質問書に対する答弁書は、そのことをベースにして答弁を差し控えたいというふうになっておられるわけでありまして。

当然、農水省がどういう意図で、どういう全体像で一昨年出したのか、そのことについて、法制局としては不誠実である、私から言われればそう言わざるを得ません。同じ内閣として、それは一つの案だったとかたまたま台だったとか、そういうような形で答弁を繰り返すというのは非常に残念であります。

年金という、高齢者の生活そのものであるだけに、特に老齢年金、今も大臣が言われた、数%だから直ちに生活に影響しないというようなことは初めて聞きました。

皆さんの答弁書は、経営移譲年金については、生活の安定の寄与のみならず、そういう特殊な政策の性格を有しているということに依拠して組み立てておられるわけでありまして。老齢年金は、まさに基本的に掛金者の掛金で運用している、同時に生活そのものであるという形からいけば、今の大臣の答弁はそのまま当たらないのではないかと、質問外でありますけれども、厚生省の副大臣、これに対して感想でよろしいですけれども、御答弁願いたいと思えます。

○榎屋副大臣 突然のお尋ねであります。私も厚生労働省は公的年金を所管しておる立場でございます。

政策年金として運営をされております農業者年金について意見を申し上げる立場ではないということをお断りしたいと思います。

○鉢呂委員 突然の質問でありましたから容赦をしますけれども、甚だ不満でございます。

特に、今回の、きのうの参考人でも、これは憲法学者というのは余り多くないのです。さっきも私言いました。財産権については必ずしも判例も多くない。また、財産権ですから、一定の柔軟性もある。しかし、個人の生活そのものにかかわる

ようなものについては、厳格にこれを審査する必要がある、ここまで述べておりました、普通であれば憲法違反になる、ただ、農業者年金というその政策的な手法によれば、これはそこまで言えるのかなという厳しい対応をしておるのであります。

同時に、一〇%カットというようなこと自体は、極めて政策的、政治的に出されてきたことである。直ちに影響を与えないと言っておりますけれども、私は、非常に大きな影響、いや、経営移譲年金を見ても、最大三五%、こんなカットは非常に問題があります。

同時に、きのうも先生と問題になったのは、手法は、政策的な手法、経営移譲ということにかかわる政策的なものであるけれども、受給される農業者は、これはまさに厚生年金よりもずっと下回るものでありまして、生活そのものに資している年金額であります、受給される方。まさに年金そのものであります。政策的なもの、それから年金そのものの両面の性格がある、先ほども御答弁ありましたけれども、そのことをもってすれば、やはり相当重大性を持つてこの削減というものを考えなければならぬ。

時間がだんだんなくなりましてからちよつとはしよつて話しますけれども、同時に、もつと大きな今回の問題は、従来からずっと他の公的年金と同じようにやってきたいわゆる物価スライド、所得スライド、所得スライドはなくなりましてけれども、物価スライドが、今回の既裁定者についてもあるいは今後の経過措置に対してもこれがなくなるということでありまして。

このことは、厚生副大臣御案内のとおり、経済成長を二、三%に持っていくという中で、しかもこの厚生年金というのは、長い年月かけて掛金を掛けて、そして給付をされるという仕組みであります。ここに物価スライドをとらないということは、この一〇%、三〇%以上の大変大きな意味合いがある。

例えば、今三十五歳の方が十五年掛けてきまし

た、しかし支給されるのは六十五歳です。間々いろいろあります。年金を渡り歩くような職業についている方はあるんですけども、しかし、物価スライドを全くここでとらないという事は、例えば、三十五歳の方が三十年後に受けても、今年金額がここで確定しているんです、年金表で確定しているんです。その年金額をもらっても果たして年金に値する金額になるのかどうか。私は、大変問題がある。

大臣、この点についてはどうでしょうか。

○谷津国務大臣 農業者年金制度につきましては、加入者一人が受給者三人を支えるという財政状況のもとで現行制度をそのまま継続した場合には、先ほどから申し上げておりますとおり、遅くとも平成十四年度には年金財政が払底すると見込まれるというふうな状況にあります。

これに対処しまして、現役世代の負担能力を超える大幅な保険料引き上げをしたとしても、結局、未納者の増大等によりまして制度の破綻は避けられないことから、今回、制度の抜本的改革を行うこととしまして、その一環として物価スライドも廃止することとしたものであります。

物価スライドの廃止につきましては、一般の自営業者の上乗せ年金である国民年金基金におきましては物価スライド措置が講じられていないこと、そしてまた、農業者年金制度について今回の措置を講じることにしまして、加入者の負担能力の限界を超える保険料の大幅引き上げや、農業者年金の破綻に直接責任のない国民一般の財政負担をさらに増大する、これは約二千億円の国庫負担増が見込まれるわけでありまして、これが回避されることから、既裁定者の受忍の限度内の合理的な制約でありまして、やむを得ないものと考えているところであります。

○鉢呂委員 私質問に正確に答えていただきました。いゆる物価スライドをとらないという事はどのぐらいの影響があるのか、皆さんが二、三%の経済成長を考えておる中で物価スライドをとらないという事はどのぐらいの影響がある

のか、これを答えていただきたい。——それは、ちよつと答弁は後でよろしいです。

法制局長官、今ほど、私、戸波教授のさのうの発言、いわゆる年金の、しかも既裁定というものを削減するという事は極めて大きな、重要なものである、違憲の疑いがある、そこまで教授は述べておるわけでありまして、あるいは、一〇%カットというようなことは無謀であるというように形で表明をされております。一般的でもよろしいですけれども、いわゆる老齢年金の既裁定額のカットについて、憲法とのかかわりでのような見解を法制局として持っているか、御答弁願いたいと思

います。

○津野政府特別補佐人 年金一般についてのお話でございます。

年金一般についての既裁定年金の削減というような問題につきましては、これは答弁書でもお答えしてあると思いますが、国民年金とか厚生年金制度等の公的年金制度における既裁定年金額の取り扱いというものにつきましては、法的には、昭和五十三年七月十二日の、先ほど申しました最高裁判所大法廷判決の趣旨等を勘案して、やはりこれは判断されていくべきものであろうというふうに考えているわけでございます。したがって、一般的に年金についての考え方はこれに尽きるわけでありまして、やはり法的なところはそうである。

あとは、現在、公的年金についての既裁定年金の切り下げとかそういうことについてどういふふうに考えているかというようにございまして、これに農業上の政策目的を持っておりまして、また、給付に必要な財源を専ら国庫助成で賄っており、また、経営移譲年金とは異なりまして、社会保険方式のもとで、現役世代が納付する保険料を財源の基本にして給付に必要な費用を賄う世代間扶養の仕組みでこういった国民年金とか厚生年金等の公的年金は運営されているわけでありまして、また、成熟度も農業者年金のような状況にはないというようにございまして、現在の両者の

置かれている状況は非常に変わっているわけでございます。

そういったことから、今回の農業者年金の削減といったようなものとどういった一般的な年金の切り下げといったようなことについて、同列に論ずることはできないというふうに考えているわけでございます。

○鉢呂委員 榊屋副大臣にお尋ねしますが、他の公的年金も、特殊性を今農業者年金に言われたいけれども、このような既裁定に対して削減というものが今後あり得るのかどうか、厚生省としてどう見ているのか、お答え願いたいと思

います。

○榊屋副大臣 お答えをいたします。

先ほどからの委員とそれから農水省との議論をずっと聞いておりました、一つは、やはり、共管で厚生労働省も一緒に今までやってきたわけでありまして、大きな問題だというふうに感じさせていたでいておりました。

今、今回の農業年金の改正、こうしたことが公的年金で起り得るのか、引き下げというようになことがあるのかというふうなお尋ねであったかと思

国民年金あるいは厚生年金等のいわゆる公的年金につきましては、先ほど法制局長官からお話がございました、社会保険方式のもとで賦課方式で設計をされているものでありまして、世代間扶養の仕組みで運営をされているということ。それから、成熟度も決して農業者年金のように著しく高いという状況にもありません。さらには、先ほどから説明がありましたように、政策目的を持っておりまして、農業者年金と、私どもが所管をしております国民年金、厚生年金は、置かれている状況は大きく異なっているわけでありまして、そうした観点からいたしますと、既裁定年金の取り扱いにつきましては、やはり昭和五十三年最高裁の判決の趣旨、これが一つあるんだらうと思

ていくことが必要であるというふうに思っております。

こうしたことを考えますと、今、下げることがあるのかというお尋ねでありますけれども、そうした問題に加えて、公的年金については、さらに将来に向けて年金制度を取り巻く社会経済状況は、これまたさまざまに変化するわけでありまして、どういった前提をもって今後の年金を語るかというところで、一概には私は申し上げられないというふうな思っているわけでありまして、公的年金額が下がるといふようなことは、政治家としてもなかなか考えられない事態ではないか、このように思っております。

○堀込委員長 鉢呂委員、先ほどの質問に大臣が発言を求めています、いいですか。谷津農林水産大臣。

○谷津国務大臣 先ほどの物価スライドの件でありますけれども、平成十二年財政再計算で用いた物価上昇率、年率一・五%という前提に立てば、現在六十五歳の受給権者が平均寿命八十三歳まで受給した場合の累積物価上昇率は三二%程度となりますが、物価スライドの廃止によりまして、この物価の上昇に見合った年金額の上昇がないこととなります。

しかしながら、一階部分の国民年金の物価スライドによりまして、その影響は相当程度緩和されるものでございまして、年金額の高い加算つき経営移譲年金を受給すれば、物価上昇率一・五%という前提に立ちますれば、物価上昇分の六割はカバーされるということでありまして、また、近年の物価上昇率から見て、短期的に大幅な物価上昇は見込みにくい中で、受給者も、農業者年金には物価のスライドはないという前提で老後生活の設計をやり直すことが可能と思われま

す上に、十八年、これは六十五歳から八十三歳とすことですが、十八年という長期にわたり、な

大きな影響は生じないと判断したところであります。

○鉢呂委員 それは非常に甘い判断で、最近の、デフレにもうなっているわけですから、そこは大変大きな禍根を残しておる。

ですから、私も、皆さんからいろいろな指摘がありますけれども、単なる清算ではなくて、みどり年金を中心として、場合によっては、経営体を変えれば厚生年金に継続、移換をしていく。

大臣は、移換は大変でしょうというような答弁があったわけですが、決してそれは全く困難なわけではなくて、今の政府案は、これまでの年金、掛けたそのものを全くこれで途絶しちゃう。

さつき言ったように、三十五歳の方は十五年掛けただけで、三十年後の、どんな物価水準になっているかわからないけれども、もう今の時点の年金額になってしまふ。運用もしないという形です。これは非常に年金としては性格を弱くするものである。

私どもの方は、みどり年金ということでありますけれども、そこでは運用もしていく。もちろん物価スライドはしません、物価スライドはしませんけれども、きちんと運用していく。

そのことは、年金というものを考えたときに、今は皆さん、またこれは一から始めることになりまふ。制度としては同じ名称ですけれども、中身としては全く新たに、積立方式で、一年生から始まるのです。

先ほども私が言いましたように、これはもう五十年、百年をきちんと設計しなければ、また十年やそこらでやめるとかどうとかということにならないだけに、そういう長期的な観点を持って、あるいは年金の一元化と言われています。

今、厚生省の副大臣もいらっしやいますからあれですけれども、もう農業者年金は別の農業政策上の問題だということで、全く厚生省からも冷たくあしらわれておるのですけれども、問題は、やはり年金の一元化というものにどうつなげていくのかどうか。余り特殊なものをつくっておったの

では、長い間には全くそれが、どんどん農業者は減る運命にあります。先ほど言いましたように、九割以上が四十歳以上の加入者です。

今、きのうの農業会議の話では、もう対面相談もして強引に、あのぐらいいれば、当然加入年金の、今の時代にもっと熱心にやっつけてほしかったのですけれども、任意加入なのに強制的なことをやるようなことを言っていますけれども、まさに加入者がどんどん減っていく、これは任意でありますから。

そう言った場合に、この制度の存続あるいは政策支援の効果というものが私は問われる。そういう長い目、大きい目で見たときに、果たして政府案でいいのか。単に農業者は継続性ということで新たな制度をつくることに、要請したのかもわかりませんけれども、私も、そこに大変大きな課題を持つておる。

時間がなくなりますが、最後にもう一つの質問でありますけれども、大臣は先週の答弁で、この九・八%の削減に関して、今後さらに削減することは想定していない、この御答弁されたのです。しかし、先ほどの金田政務官は、今は考えていないというような表現でした。

私は、本当に削減をしないのであれば法律的にきちんと担保しなければ、またざる財政が困難だということ、三割という第一次案もあつたわけでありまふから、これが削減される可能性が非常に高いのではないかと。

大臣が削減をしない、大臣答弁だからということではなくて、どうこれを担保するのか。私は、法律に明記すべきである、そこまで思うのですけれども、御答弁願いたいと思います。

○谷津国務大臣 農業者年金制度改革につきましては、平成十一年の十二月に議論のたたき台として、農業者年金制度改革大綱において、既裁定年金の平均三割カット等を示しました。その後、これをもとにしまして、受給者あるいは加入者の生の声や年金制度関係者の意見を積み上げまして、十二年の四月に意見集約がまとめられたとい

うことでございます。

この意見集約においては、受給者の年金の水準については国が支えることを基本としつつ、受給者の負担を最小限に圧縮することとされたところでありまふが、この最小限の負担につきましては、農業関係者より、〇%以内との意向が示されたことから、農業者と国民双方の理解と納得を得られるためのぎりぎりの水準として、最終的に九・八%の既裁定年金額の削減をお願いしたところでありまふ。

こういうことを考えまして、今御説明したとおり、今回の九・八%の既裁定年金額の削減は、農業者にも国民一般にも理解を得るためのぎりぎりの水準というふうに認識しておりますものですが、今後これより年金額を削減するということは考えておりません。

○鉢呂委員 公的な担保措置という話はなかつたわけで、大臣がどのぐらいい強調しようとも、世の中が変れば、財政がどんどん厳しくなれば、さらに削減されるということがあつてはならないし、そのことをきちんと法律的に明記すべきである。私はもっと、本当はこの三倍ぐらいい質問をしたい、金田政務官にも予告をしておたのですけれども、大変申しわけなく思っています。

ただ、こういう形が北海道で、もう三月中旬からこういうパンフレットを持って、「生まれかわる農業者年金制度」というようなことで、大々的に農業会議が相談会とか合会を開いてやっておりまふ。

私は、今回の国会の審議されている最中、何か民主党が国賊のようなことで言われている向きもあるようでありまふけれども、決して「いや、この中です。国会で法律を審議しているさなかに、こういうものを持ち歩いて合会をやる。」

私はけしからぬと思ひますけれども、同時に、筒井さんも言われたように、もつとこの新しい制度についてもきちんと、問題のある点については触れるべきであるということからいけば、例えば、現行制度よりも大きく影響を受けることはありま

せん、「加入者や受給者の数により大きく影響を受けることはありません。」とか述べておるのですけれども、実際に物価の変動や運用の変動によつては掛け損やそういうものが生ずる可能性があるというようにもなつておる。きちんとやばり大きく掲げて、理解を求めるといふことがなければならぬ話だ。

小さく、これも質問してみないとわからないという形で、「年金化後の利回りや死亡率の変動により差が生じた場合の取扱いは今後検討されます。」今後検討されますというふうなあいまいなことで、我々普通の目では見えないような小さい字で書いていますね。

ですから、百歩譲つても、やはり公正な判断をしていただけるように奨励をすべきであるし、ましてや国会の審議についてはきちんとした場で行うというふうにしていただきたい、このように考えまふ。

終わります。

○堀込委員長 次に、一川保夫君。

○一川委員 私の方から引き続き農業者年金基金の一部改正についての質問をさせていただきますが、大分いろいろな議論が尽くしたという感じの中で、質問でございますので、ある程度確認を込めた質問にならうかと思つておる。

それで、本日、特にいろいろなやりとりを聞いておりました。農業者年金制度というもののこれまでのいろいろな経過とか、またその基本的なところのいろいろな詰めみたいなところが若干甘いのではないかなという印象を素直に持つております。

昨日も、参考人のいろいろな御意見を聞かせていただく中で、先ほどの話題にもちよつとのおつておりましたけれども、農業者年金を直接扱っている責任者なり全国農業会議所の幹部の方の発言を聞いておりました。どうも農業者年金制度のこれまでの果たしてきた役割なり、またこれからの新しい制度に対する見通しといふますか、そのあたりが非常に楽観的であるという印象を素直に持つて

ておりますし、また、これまでのいろいろな、農業者年金がこういった状態に追い込まれたということに対する反省を込めた責任というのですか、そういうものが非常に薄いという感じが率直に受けました。

そういう面では、これから新しい年金制度がスタートしても、そういった点では当事者の認識が非常に甘いという面では、私は非常に心配をいたしているわけでございます。

そういう基本的な認識の中で、先ほどの録音委員の質問と若干重複する部分はありますけれども、基本的なところの確認をさせていただきたい、そのように思っております。

まず第一点は、基本的なところですけれども、今回の、政策年金制度だということに言われているわけですが、この政策目的そのものを大幅に変えているという印象を持ちます。

これまでの農業者年金制度は、御案内のとおり、農業経営の近代化という文句、これは経営者をできるだけ若返りを図っていききたいということだろうというふうに思います。また一方、農地保有の合理化を果たしていききたい、皆さん方がこの制度の成果としてよく説明されますけれども、農地の細分化を防止するとかあるいは規模拡大を図っていくんだという、従来のそういう目的があったと思うのです。

それが今回は、新しい農業基本法の理念とか今日の農業情勢等一つの背景としまして当然そういう転換を図るんだらうと思えますけれども、農業者の確保という面に特化したそういう政策目的にしているわけでございます。

このあたり、大臣にちよつとお聞きしたいんですけれども、従来の農業経営の近代化とかあるいは農地保有の合理化というような政策目的は、もう年金制度ではちよつと無理だという判断に当然立たれたからこういう目的を変更されたのかもしません。

そのあたりのお考え、それと、これから新しく政府が提案をされているこの制度というのがス

ターゲットした場合の、従来の政策の連続性といいますが、あるいはまたそういった農政としての一つの整合性といえますか、そういったところを大臣は基本的にどのようにお考えでしょうか。

○谷津国務大臣 農業者年金制度は、昭和四十年代の農村におきます過剰労働力の存在、あるいは農業の零細経営という実態を踏まえて、旧農業基本法における農業構造の改善に関する施策として、老後生活の安定とともに農業経営の近代化、これは先ほど先生が言われた若返りとかあるいは農地保有の合理化、これは細分化防止あるいはまた規模拡大を促進するための措置されたものでございまして、ですから、若い担い手への経営移譲を政策支援のある年金の支給開始要件としていたものでございまして。

一方、農業をめぐる情勢は著しく変化をしてまいりまして、農業就業人口に占める六十歳以上の方の割合が昭和四十年の二二%から平成七年には六三%に増大するなど、農業就業人口の高齢化が進んでまいりました。そういうことから、基幹的農業従事者が昭和四十年の八百九十四万人から平成七年には二百七十八万人に減少するなど、担い手不足が著しく進展しておりますことから、担い手の確保は喫緊の課題ということになってまいりました。

このために、若い担い手への経営移譲という考え方にかえて、意欲ある担い手の確保のための保険料負担の政策支援という考え方に改めることにしたわけでございます。

○一川委員 そうしますと、従来の農業者年金制度がねらっていた経営者の若返りという一つの政策目標、それからもう一つ、農地保有の合理化といえますか、規模拡大を含めたそういう観点、現実には所有権での規模拡大というのはなかなかうまくいっていない、借地的なそういう農地の拡大はある程度進んでいると思えますけれども、こういったようなところはほかの制度に譲るといふように理解してよろしいんですか。

○谷津国務大臣 いろいろな制度もございましてけれども、そういうふうなものを加味しながらこれを進めていくということでございます。

○一川委員 私も、今回のこの制度改正の中で、この目的変更という面では非常に重要な意味を持っているというふうに思いますし、今回のこの質疑の中でも、果たして農業者の年金制度でもってこういった政策課題をうまく成果を上げることができようかという面でのいろいろな心配される意見がたくさん出ているわけでございます。

そういう面では、これからこの制度がもしスタートした場合は、それぞれで農家の皆さん方と接触をしながらいろいろな説明をされると思えますけれども、私は、やはり基本的に、前からちよつとお話させてもらっていますように、新しい基本法のもとでの農政全体、農業の構造を改善していくという全体の政策の中で、この農業者年金制度というのはどういう位置づけに、どういう役割を果たしていくのかということをもっとわかりやすく説明できる状態にしておかないとまずいなというふうに思います。

今農協の窓口へ行けば、この農業者年金、それからみどり年金、それからJAがあつていろいろないろいろな共済的なもの、いろいろなものが窓口にあるわけです。そういう中で、農業従事者に対してどういう勧め方をしていくかというのは、この前の質疑の中で大臣は、今回のこの制度が一番有利なんだというふうなこともちよつとおっしゃいましたけれども、ではほかの制度は一切要らないのかというふうなことでもないと私は思いません。できるだけ、農業者といえどもやはりいろいろな選択肢を与えていくことが基本的にないとまずいなというふうな考えられているわけでございます。

そこで、先ほどもちよつと議論が出ましたけれども、いろいろな年金制度全体における農業者年金というのも一つの大きな課題であるような気がいたします。

公的年金、私的年金の話も出ましたけれども、そういう年金制度全体の中で、二階建ての部分の一部を農業者を対象にしたこういう制度をつくるんだという位置づけになっているわけでございますけれども、こういう公的年金制度という一つの枠内だと私は思いますけれども、こういう枠内で農業者だけがこういう年金制度を持つということに対しての位置づけといえますか、そのあたりの基本的な考え方を農水省はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○金田大臣政務官 農業者年金、まさに公的年金と位置づけさせていただいているわけでありまして、農業に従事する人の二階建て部分をカバーする公的年金だということに位置づけさせていただいております。

我々、これから所得政策に取り組んでいくわけでございますけれども、農家の皆さんの生涯所得を他産業並みに、遜色のない所得を確保していくということを展開してまいりますときに、やはり七十歳あるいは八十歳というふうな、リタイアされた農家の皆さんの所得をどうやって確保していくかということになってまいりますと、直接補償ということはなかなか難しくございまして、やはり年金分野でそういった所得を保障してやる。

まさに緑の政策でございますので、こういった制度もしっかりと公的年金として、二階建て部分を確保していきまますよ、守ってまいりますよという公的年金の位置づけ、政策年金として、若い担い手を育てていく上でもこういった年金での措置というのが必要だ、そういった位置づけで、公的年金の中で政策年金として位置づけで運用してまいりたいというふうに思っております。

○一川委員 私は、年金制度というのは今現在、政府の基本的な年金制度の取り組み方を見ておられますけれども、まだ恒久的ななにかとした制度というものは成り立っていないというふうに思っております。

基本的には国民全体に対する老後のセーフティネットという見地からすれば、農業者だけ抜き

出してそこに何か年金制度をつくらせていくというやり方は、私は余り、これから国民全体の皆さん方に説明する時には、非常に説明しづらい問題ではないかなというふうに思っております。それは、農業に対する他の政策で力強くそれを支援していくということはあるといいと思えます。

そういう面では、今政府も、我々が強く要求しておりますけれども、社会保障全体に対する明確なビジョンを示してほしいということに対する明快な答えもないわけですから、やはり人生設計をもっと描きやすい姿に持っていくというのは、農業も含めて、そういう制度の中で将来的にしっかりとカバーしていくことが大変大切ではないかなというふうに私は思っています。

そういう観点で見えますと、年金制度全体というものは、今後また新たに再構築されていく可能性というのは十分あると思うんですね。今民主党案として提案されている一つの問題点というのは、私も割とポイントをついていると思いますけれども、既存のそういう年金制度にうまく切りかええるような措置を講じていく道もあるんじゃないかということ。

それからまた、前回私もちよつと指摘させてもらいましたように、既存の年金に入っている人が、ではまた新しい農業者年金に入りたという気持ちがあった場合どうするか、その道が開かれていないということを考えてみましても、将来的に公的年金制度というものを政府全体としてもう一回再編成、再構築していく段階で、農業者年金制度というものはその中に組み入れていくことを考えてもいいと思えますけれども、そのあたりは農林大臣はどのようにお考えですか。

○谷津国務大臣 新しい農業者年金は、農業の担い手の確保が先ほど申し上げましたように喫緊の課題となつていくことに対応いたしまして、農業者の生涯所得の充実を図り、そしてまた農業を職業として選択し得る魅力あるものにするための措

置であるというふうに思っておるわけであります。

このように、新制度は老後生活の安定とともに農業者の確保を目的としておりまして、この考え方の根幹は維持していく考えでございます。したがって、仮に公的年金制度全体の見直しがあつたといつても、必ずしもそれに合わせて見直しを行うべきものとは考えておりません。ただ、将来公的年金制度全体の見直しが行われることとなつた場合との御指摘でございますけれども、その具体的内容と農業者年金制度への適合性等を踏まえた上で対応していくこととなるものと考えてはおります。

なお、新制度は、関係方面との幅広い議論の積み重ねの上で、農業者の確保という農政上の課題に対処するために創設することとしたものでございまして、新しい農業者年金を他の公的年金と統合することは今考えておりません。

○一川委員 今回の段階で、具体的の中身もまだ何も無い段階で、統合するとかしないとかいう具体的な返事ももうらうこと自体は無理かと思つておられるけれども、ただ考え方として、公的年金制度の全体の姿をまた再構築するという段階では、やはり農業者を対象とした年金制度もそういった中で大いに議論することは大変大事なことでないかなというふうに私は考えます。

また先ほど、これからの新しい担い手確保、農業者を確保するという観点のお話がございますけれども、やはり国民全体から農業者あるいは農業者がやつていく仕事、要するに農業というものの対してしっかりと理解される、国民全体のそういう合意形成の中で支えてもらつていくという意識がない限り、農業に対する生きがいというのは私には出てこないと思つておられます。

農業者だけが何となく身勝手なことをやつていくというふうな印象を与えている限りは、農業という産業に若者がこれからじゃんじゃん入つていくということとはだんだん期待できなくなつていくというふうに私は思いますので、やはり国民全体が理解

できる中で、国民の期待するような農政が展開できるといふことが基本になければならないというふうな思つております。

昨日の参考人の中にも、今大臣が答弁されたと同じようなことをおっしゃる方もたくさんいました。確かに、老後の安定という面では一つのやり方だと思つても、基本的には、現役の農業に従事する方々がしっかりと意欲が出るような政策ですね。

それは、今どういう作物をつくるにしろ、一生懸命額に汗して頑張れば何かそれなりの報いがある、その還元があるというふうな仕組みがない限りはなかなか難しいという面が基本にあると思つたので、そういう点も含めて、これから農水省の方にはしっかりとした対応をお願いしたいというふうに思つております。

そこで、若干事務的な話というか、ちよつと確認のためにお聞きします。

先ほど、みどり年金の話がちよつと出ましたけれども、加入者は二万人台だということにお聞きしておりますが、もともとみどり年金の役割というのは、その期待というものはどこにあつたのですか。それから、今回の政府が提案されている新しい農業者年金制度とみどり年金との関係というのは、一切関係がない、一切そういうことは検討しなかつたということなのか、全く関係ないというふうな理解していいのかわかりませんが、お願いしたいと思います。

○須賀田政府参考人 一つは、みどり年金の評価でございます。

先生御存じのように、みどり年金の加入資格は、年間六十日以上農業に従事した者ということになつておりまして、これまでの農業者年金に加入資格のなかつた一定規模未満の農地の権利名義しかない方の老後生活というものは一つは貢献をしてきた。

それから、特に平成七年の農業者年金制度の改正前に、農業者年金制度に加入することができなかつた配偶者の方々に對しても上乗せ年金への加

入の道を開いてきたということで、農業者が自主的に参加してその成果を享受する年金制度ということで、その老後生活の安定に役割を果たしてきたというふうな評価しております。

今後、両年金がどうなるかということでございます。今後はともに、国民年金の第一号被保険者であります農業に従事する者というものを対象にするわけでございます。

ただ、一方で農業者年金は、農業者の老後生活の安定を通じて担い手というものを幅広く確保する政策年金であるという性格があるわけでございます。一方で、みどり年金はこれまでどおり、自営業者共通の老後生活の安定を目的とする、専ら社会保障の観点からの年金で、その給付内容も自主的に定めるといふことになっておりますので、すから、ややその目的と役割は異なつておるといふことでございます。

私も考えます。農業に従事する者の態様、いろいろな態様があるかと思つております。経営者として、いわゆる担い手として働いている方、補助労働者として従事している方、いろいろな態様があるかと思つておりますけれども、特に農業者年金の政策支援の対象にならない方々にとつて、みどり年金へ加入していくという選択が考えられるのではないかなというふうに考えております。

○一川委員 ちよつと局長の答弁も、余り自信のなさそうな答弁なんですけれども。

現実、農家の主婦の皆さん方も、みどり年金に入つていく方も場所によってはそれなりにいらつた面ではございますけれども、どうもそういった面では、各末端で、これからのこういう制度というのは、何かちよつと受け取る側は混乱するんじゃないかなという心配がいろいろござい

ます。本場に農業に従事する者を対象にそういった年金制度を構築するというのであれば、みどり年金に今既に入金をされている方も含めた何か検討があつてよろしいのではないかなという感じがするわけですから、そこは、これ以上

お聞きしてもなかなかいい答弁も出てこないと思  
いますので、今後の課題とします。

次に、きのうも農業者年金基金理事長さんに参  
考人として来ていただきましたけれども、これは  
ちょっと事前に余り通告していませんので、これ  
も、農業者年金基金というこの組織の中に今ど  
ぐらいの人が働いているのですか。わかりませ  
んか。

○須賀田政府参考人 現在、九十一人の職員を抱  
えております。

○一川委員 私は、先ほどちょっと触れましたよ  
うに、この理事長さんのいろいろな発言を聞いて  
おりました、非常に甘いなというふうに思ってお  
ります。そのときにちょっとちとらつと思つたのは、  
いや、この年金の受給者、年金を九・八%カット  
するんだつたら、年金基金で働いている方々もそ  
れぐらいカットをして頑張るといふ気構えで農  
業者に説明に入らなかつたらまだわからぬでもな  
いですが、どうもそういう感じでもない  
たいです。こういった組織そのものの今後のあ  
り方ということにも非常に私は影響すると思いま  
す。

実際問題、この新しい制度を検討される段階で、  
こういった保険料の設定という考え方の中に、予  
定した見込みというんですか、加入予定者、目標  
の数が、ある程度目標を達しておればまだしも、  
だんだん加入者が減ってくる、当初予定していた  
よりも何か大幅に加入が見込めないといったよう  
なときには、これはどうなつていくんですか。保  
険料が上がっていくんですか、給付水準はだん  
だん下がっていくんですか、それからまた、この  
組織をもっとスリム化していくのですか。そのあ  
たり、どういう考え方になるんでしょうか。  
○須賀田政府参考人 今回新たに創設いたします  
新制度は、積立方式の確定拠出型の年金制度でござ  
いますので、加入者の人数等に左右されにくい  
安定した年金財政の方式でございます。

仮に加入者が期待どおりの人数とならなかつた  
といたしましても、加入者の将来の年金水準に影響

響が出るような事態にはならないと考えておりま  
すけれども、やはり一定のロットがなければ運用  
もなかなかうまくいかないであろうし、運用が思  
うとおりにいかない場合には年金水準に影響してく  
るわけでございます。

そういうことで、私ども、新制度の加入資格と  
いうものが、年間六十日以上農業に従事した者と  
いう制度で、任意加入制ということで始めるわけ  
でございます。

現在、対象になる人でのぐらいの人がおられ  
るかということでございます。

六十歳未満で年間百五十日以上農業に従事す  
る、いわゆる農業専従者と言われる方が、今、六  
十歳未満で七十四万人おられるわけでございます  
ので、まずはこのような方々をターゲットとして、  
新制度の内容の普及、PR、加入への取り組みと  
いったものに取り組んでいきまして、それ相應の  
ロットを確保したいということでございます。

それとは別に、やはり農業者年金基金は特殊法  
人でございます。特殊法人改革というようなこと  
が今言われておりますけれども、しかるべきスリ  
ム化等には、それとは別にまた取り組んでいくべ  
き課題ではないかというふうに考えております。

○一川委員 これから少子高齢化社会に、もう突  
入してしまつていくわけですが、今ほどの、  
専門的に農業に従事する方々が七十四万人ぐら  
いですが、そういう数も当然これからだんだん減つ  
ていくと思つておられます。こういった年齢構成の中  
、しかも農業を取り巻く厳しい情勢の中で、また、  
農業そのものももっとコストダウンを圖つ  
ていく、あるいは効率化を圖つていくというよう  
な一つの農政の中で規模拡大を圖つていくとい  
うことになれば、私は、やはり農業に専門的に従事  
する対象者というのはだんだん数は減つていくと  
思つておられます。

そういう中で、一方、約九十人ぐらいの職員を  
抱えたそういう組織があるということは、だんだ  
ん実態が農家の皆さん方にわかつてまいります  
と、何だ、あの人たちを養うために我々はやって

いるのかというような変な誤解を受けてしまふ可  
能性というのは私はあると思つておられます。  
だから、そのところをややはり、物事を先取り  
しながら、本筋に厳しき中で農業者が頑張つてい  
るといふことをしっかりと踏まえた政策というの  
は、やはり農水省もしっかりと指導していただき  
たいというふうに心からお願いを申し上げる次第  
でございます。

そういう面では、農家にいろいろな面の負担が  
かかつてきているわけでございますので、この農  
業者年金制度は、ある面では今日の農政の一つの  
大きな政策の課題を映し出す鏡でもあるかと思  
いますので、そういう面でも、今議論された問題に  
ついて今後の農政に生かしていただきたい、その  
ように思つております。

ちょっと時間の関係で、私は、今、農業関係者  
が非常に関心を持っている時事的なテーマにつ  
いて二、三、農水省に確認の意味で御質問をさせて  
いただきましたと思つておられます。これは当然、農業に  
従事している皆さん方も大変強い関心があるテ  
マでございますので、ひとつよろしくお願いま  
す。

まず第一点は、セーフガードの問題でございま  
す。これも、畑作農家の皆さん方にとって、またそ  
れと関連するいろいろな農産物もありますけれど  
も、今、政府の調査品目として、ネギとか生シ  
イタケとか畳表ということで調査に入つてきたわけ  
でございますけれども、今現在、これへの取り組  
み状況といふことが対応状況。

それから、先日この委員会でも決議を出して  
おります。暫定措置を速やかに発動してほしいと  
いう趣旨のお願いもしているわけでございますけ  
れども、今、きょうこの時点で状況がどうなつて  
いるかということ、今後どう取り組んでいく方  
針なのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思  
います。

○松岡副大臣 今先生から御質問の点につきまして  
では、今国会におきましても、国会始まつて以来、

予算委員会の分科会や、また一般質疑を通じまし  
て、それぞれ与野党双方から、一番関心を持つてた  
だされた点でございます。

そこで、農水省におきましての現在の状況  
でございますが、とにかく、もう御案内のとおり、  
輸入の増加によりまして大変国内の生産が打撃を  
受けておる。そしてまた、生産が打撃を受け、生  
産地がぶれるということになりますと、ひいて  
は将来にわたつて消費者の皆様方の安定的な消費  
というようなものが侵されてくる。こういったこ  
とで、消費者、生産者双方の相互利益を守つてい  
く点からも安定的な供給を確保していく、そう  
いった点でもこのセーフガードというのは非常に  
重要であります。

そこで、具体的に申し上げますと、昨年の十二  
月の二十二日から三品目につきまして、ネギ、生  
シイタケ、畳表でございますが、政府調査を農水  
省から要請いたしました。財務省、当時はま  
だ大蔵省でございましたが、経済産業省、当時の  
通産省、三省一体となつて調査を進めてきたこ  
ろであります。

三月二十二日の時点で一応一定の区切りの調  
査の整理がつかまつて、三月二十三日に公表を  
いたしましたところでございます。そして、公表いた  
しましたその調査結果に基づきまして、私どもと  
いたしましては、これは今現在で暫定発動という  
ことにしないと取り返しのつかないような事態に  
なつてくる、こういったような判断をいたしました。

そこで、私どもとして、こういった判断に立つ  
て、財務それから経済産業両省にもお願いをし、  
三月二十七日にそのような判断をした上で、三  
月の三十日に、先週の金曜でございますが、農水  
省、財務、経済産業の三大臣で協議をいたしま  
した結果、セーフガード暫定措置について、その  
発動に向けて具体的内容等につき事務方に早急に検  
討させる、発動ということを前提にいたしますが、  
発動に向けて早急に事務的な詰めをさせる、この  
ことを各大臣が一致いたしました。そして、その

旨、それぞれの事務方に指示をしたところでございます。

そしてまた、事は外交との関係もございますので、速やかに、外交関係、またいろいろな他の関連等もございまして、関係の關係にもお集まりをいただいで、この方針をきちんと確認して、今こういう状態でございまして。

そして、具体的な事務手続を今進めておる中身といたしましては、その暫定措置をどのような内容とするのかといったことについて今詰めておる、こういうことでございまして。

そのほか、他の品目におきましても、例えば、この三品目に加えて、トマト、ピーマン、タマネギ、ニンニク、ナス、加糖調製品、木材、これは製材品と集材材ということになります、それから合板、干しシイタケ、ウナギ、ワカメ、カツオ、この合計十五品目を対象品目として監視していく、こういったことで私どもは体制をとっておるところでございまして。

一方、そうはいいまして、これは国際間の、特に中国との関係におきましては、いろいろ報道等でもなされておりますように、また中国の反応等もございまして、私どもは、二国間については鋭意誠意を持って円満な解決に向けてさらなる努力を重ねてまいりたい、今このような状況でございまして。

○一川委員 今の御答弁の中で一点確認させていただきますけれども、今関係大臣でもって、一つの確認の中で、暫定措置の方向で検討を指示されたということは、あとは何かタイミンング、要するに、外交上、いろいろな国際的な関係でタイミンングを見ているというふうに理解するのですか。  
○松岡副大臣 タイミンングを見ているということではなくて、手順を踏んで、こういうことでございまして。

したがって、進め方として、一定の手順を踏んでということがどうしても必要なものですか、例えば、三省で、発動すべきという立場に立つことを決めたわけでございますが、しかし、外交の

関係もあり、また例えばその他の、中国等からの反応によつては、報復という言葉も使われたりしているものから、そういった関連のところにもそれなりに御理解と御納得をいただいで、そういう意味の確認をしておかなきゃならぬ。こういったような意味において手順を踏んでおること、タイミンングを見ているということではございませぬ。

なるべく、暫定発動が必要と判断したわけでありますから、放置すれば取り返しつかない事態になる、こういう前提に立っておりますので、可及的速やかに、こういう意味であります。

○一川委員 御存じのように、もう四月に入りまして、いろいろな面で農作業が始まっている段階ですから、そういう面では、今いろいろな手順を踏んでおられるということなんですけれども、効果的な発動を強く期待しておきたいというふうに思っております。

さて、その次に、これも一時期大変報道をされましたけれども、有明海のノリの不作等の問題でございまして。

この問題も、関係者によつては言い方がいろいろあるわけですが、先日、三月二十七日ですか、第三回の不作対策の關係調査検討委員会が行われて、委員長からもそういう報告がなされたわけでございます。

それを受けて農水大臣もいろいろと発言されていらつしやるわけですが、この有明海のノリの不作に対する対策、また三回目のあの委員会の報告から踏まえて、農水省としては、それをどのように受けとめて、どういうふうに取り組んでいくということ、今臨んでおられるのか、まずそこからお聞きしたいと思います。

○谷津国務大臣 有明海の答弁をする前に、今副大臣の方のちよつと補足をさせていただきます。

今財務省で検討させておりますのは、実は暫定措置というのは関税しかかけられないのですね、そういうことですから、どういう関税にするかというのを急いで決めてほしいということ、それと、

WTOに説明をしなければなりませんから、どう急がせておられるかというのをきちんとつくる。

急がせておられて、今副大臣の言うように、できるだけ早く暫定措置がかけられるような方向に進めたいということをやっているということ、御理解いただきたいと思ひます。

また、ノリの生産に対する支援策ですが、これは、ノリの漁家といましようか、ノリ漁業者に對しまして、地元自治体との協力によりまして無利子化等の金融特別措置の円滑な実施と並行いたしまして、水産基盤整備事業によりまして、地元の要望を踏まえて、まず漁場環境の保全、創造を図るための覆砂、砂をやるわけです、また、堆積物の除去や二枚貝の生息の場の確保のための干潟等の造成などの施策を今行つておるところであります。

また、第三者委員会の提言に沿ひまして、十三年度からは、有明海の海域環境やあるいはノリ等の不作の原因究明を目的とした総合的な調査を実施いたしました、第三者委員会にも諮りながら、九月を目途に、可能な限り早く中間取りまとめを行ひまして、その結果を公表したいというふうに考えておるところであります。

またさらに、この中間取りまとめにおきましては、あわせて漁場環境のモニタリングあるいは漁場管理体制の強化や適正な養殖技術等による対応を早急に検討していただきまして、万全の対策を講じてまいりたいと考えておるところであります。

○一川委員 この問題がいろいろと報道された折にも、大臣は、要するに、予見を持たないで、しっかりと科学的な調査を踏まえて、それを受けて農水省として決断をしていきたいという趣旨のことを何回もお聞きしたことがあります。

そういう面では、今、九月を目途に一つの中間報告をいただいで、そこでまた一つの対応をしていきたいということなんですけれども、もう一点、この問題と深くかかわつたような報道で、報道は非常に激しくやっていますが、諫早湾干拓事業の

水門をあけるかあけないかということがよく言われております。この問題は、今農水省はどのように考えておられるのですか。

○谷津国務大臣 先生、先ほど申しております先月の二十七日の第三者委員会における委員長の取りまとめにおきまして、現地調査につきましまして、水門の常時開門は技術的に克服すべき問題がございまして、まず開門したまま十分な調査を行つて現状把握を行うことが必要であるということから、水門を閉めたままの調査をまず徹底的にやつてほしいということでございます。

そして次に、将来、比較のために、また干拓地の機能を知るために排水門を開門する必要が生じると思われるが、排水門をあけることによりまして被害を生ずることのないように、開放前に環境影響評価、アセス等を行うとともに、環境対策を十分に施すことが求められているわけでございまして。

また、排水門をあける際には、考慮すべき点として九項目にわたりましたいろいろな、それを調査してほしいということもありまして、あるいはその開放の、あけたり閉めたりする方法としての検討すべきこともまた十項目が示されたわけでありまして。

農林水産省といたしましては、これらに対する具体的な対応について、技術的な面あるいは費用の面、こういうものがありますから、そういう観点から早急に検討してまいりたいというふうな考えをいっているところであります。

○一川委員 ある新聞だと思ひますけれども、自民党の幹部の方が、何か早急に排水門を開門して調査する、心配せぬでいいというふうな趣旨のことを発言された旨の記事をちよつと見たことがありますけれども、今そういうことは特段決めたということじゃないのですか。

○谷津国務大臣 ですから、第三者委員会の提言に従ひまして、私どもはそれを尊重してやつていきたいというふうな考えをいっているところであります。

○一川委員 そうすると、先ほど大臣も答弁されましたように、実際に排水門を開いて調査するまでにいろいろと検討しなければならぬ事項が幾つかある。それをやるには恐らく物理的にそれなりの期間が必要だということだろうと思うので、けれども、そういう必要な調査なり検討をするのに大体どれぐらいの期間を要するというふうに考えておられますか。

○谷津国務大臣 ですから、まず閉めた状況の中で調査をしていくということであり、同時に、あけるときのいろいろな項目あるいは十項目のそういうものをちゃんと調査をしてあげてほしい、あるいはそういう災害が起きないようにしてあげてほしいというふうなこともあり、また、中にあります堆積物といましようか、そういうのがあけたときに流れ出したときにどういう影響を与えるかということを考えれば、事前にそういうところのものを調査して、もし必要があるならば堆積物もあるいは除去しなければならぬということもあるかと思ひます。

そういうこともございますので、今、いついふうなことになるかと、ちょっと申しかねますけれども、とにかく急いでやってほしいということだけは事務方にも申し上げているところでありまして、そういう面では早急にこれをやるということでご検討しているところでございます。

○一川委員 今回のこの問題に関して、有明湾に面する地域の皆さん方なりそこで漁業をやっているらっしゃる漁業者の皆さん方が、激しく対立しているというふうな図式がある面では見えてくるわけでございます。大変不幸な状況だと思ひます。

そういう面では、今大臣も言われていましたように、この問題はやはり科学的、技術的な根拠の中で、できるだけ早期に、関係者はもちろん、国民全体にも、今回のこの不作問題というものを、また有明湾全体の今後の再生という観点からも、わかりやすいという結果をぜひ早目に公表していただきたいということをお願いしておきたい、そのように思ひます。

それで、最後になりますけれども、もう一点、四月から米の品質表示制度がスタートしたわけです。JAS法に基づく新たな品質表示制度ですね。これを受けて、新潟の魚沼産のコシヒカリが、この前の自主流通米の価格形成で、対前年比の価格の伸び率からすると百四十何%という伸び率を示した。価格にすると、六十キロ当たり三万五千円台だ。片や、例えば北海道地域とか九州地域からの米は、逆に対前年比九一%か二%台に落ちてきておる。

国内産の自主流通米の中でも、価格が倍半分というふうな状態に格差が開いてきておるわけですが、けれども、こういう状況というのを農水省はどのように分析されていますか。そのあたりをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○谷津国務大臣 この価格表示というのは、四月一日からJAS法に基づきまして表示制度が適用されているところであり、実はこの前、これは二月からだったですか、ブレンドの状況とか、あるいは表示どおり実際に販売をしておるのかどうかということ、調査をさせてもらっているのです。五百八十四件の業者といましようか、そういうところを調べましたところが、実はかなりの部分が表示どおりにやっていないというふうな結果が出ました。

このことにつきましては、非常に遺憾でございます。やはり消費者に對しましてきちつと表示どおりのお米であつてほしい、またそうでなければならぬというふうなことから、注意等もしたわけでありまして。

そういう面では、この表示制度によりまして指摘をし、そして報告をし、なおかつそれに従わない場合は公表しますよというふうなことでやっておるわけでありまして。

そういうさなかに、実はこの二月の市場におきまして、五千三百円だったと思ひますが、魚沼のコシヒカリが上がつた。それからまた、三月になりましたら七千三百円上りまして、両方合わせまして一万三千円ほど上がりまして、三万五千円

台に入つたということであり、実はこれは私ほちよつと異常だろうと思ひます。

これは私の個人的な想像なんです、あるいは買い占めに走つた人がいるんじゃないかなという感じを持つたわけであり、これはほちよつと異常だといふふうな思つておるわけですね。

それにあわせまして、食味のよい米といましようか、そういう銘柄米というのが漸次上がつてまいりまして、過去四回にわたつてずつと上がつてきているわけなんです。

ところが、一方、食味の悪いといましようか、そういう面では市場性が低いといふふうな言つた方がいいのでしようか、そういうものが少しづつ下がつてきているといふことで、いわゆる消費者の選択がやはりそういう自分で欲しいといふふうな米の方向にだんだんとシフトをしていっているといふところから、こういう価格形成になつてきたのではないかなと思ひます。

これから生産者においても十分その辺のところを考へて作付をしなければならぬという、これはある意味においては警鐘を鳴らしているのじやないかなといふふうにも思ひます。

○一川委員 これで私、質問を最後にさせていただきますけれども、今ほちよつと大臣も答弁で触れられましたように、一部買い占め的なことがあつたのではないかと、ちよつとそういう想定もされます。

需要者、消費者のそういう消費動向からして、価格がある程度品質のいいものにシフトしていくといふことは、それは当然考えられることなんですけれども、流通段階にいろいろの仕事をされていく方々が、変な思惑でそういうものの値段をある程度、操作までいくはずはないのでしようかと、今回の魚沼米のように価格が上

がつていくといふことに対して、本当にこれは消費者の需要がそういうふうなことにさせたのか、何かそこに別の力が働いておるのではないかなという感じもちよつとするのです。

そのところがやはり、米の消費をこれから拡大していくといふのも一つの大きな施策の中の一つですから、余り米の価格のぶれが大き過ぎると、消費者に逆にあたらない不信感を持たれてしまう危険性もありますので、そのところは、自主流通米の価格ですから、農水省がコントロールするわけでもないわけですから、またいろいろな関係業界の方、関係者の方にそういう適正な指導をひとつよろしくお願いをいたしまして、若干時間は早いですけれども、私はこれで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○堀込委員長 午後三時五十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時四十分休憩

午後三時五十分開議

○堀込委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。中林よし子君。

○中林委員 これまでの農業者年金法の審議で一番やはり問題だといふふうな大きくクローズアップされたのが、財産権である年金受給権の問題だといふふうな思ひます。

そこで、非常に単純な質問なんですけれども、既裁定年金額の引き下げが裁判でこれまで争われたことがありませんか。

○須賀田政府参考人 既裁定年金額の引き下げが裁判で争われたという事例は、私も承知をしておりません。

○中林委員 民主党の鉢呂議員の質問主意書に対する政府答弁書は、既裁定年金額の引き下げが財産権の侵害に当たらない理由の一つに、昭和五十二年七月十二日の最高裁判所判例を挙げておられます。

この判例は、農地法に基づく国有農地の売り払いが旧所有者に對しては時価の七割相当額とした自作農創設特別措置法が違憲には当たらないといふもので、これは、農地法施行後に地価が高騰し著しく高くなつたために、一般の土地取引に比較

して余りにも均衡を欠き、社会経済秩序に好ましくない影響を及ぼすこと、しかも国有財産は適正な対価で処分されるべきものであることなどから、公共の福祉に適合する判断ということにしており。

この国有農地の売り払いにかかわる判例が、今回の年金額の引き下げが財産権の侵害に当たるかどうかを判断する上でどのような関連があるのか、事案としては全く別ものだと思うわけですが、その関連性を明らかにしてください。

○須賀田政府参考人 たいまお話し。昭和五十二年七月十二日の最高裁判所の大法廷判決は、先生御指摘のように、国有農地を旧の地主に売り払うときの対価が争われた事案でございます。

ただ、この判決は、一たん定められました財産権を事後に法律で不利益に変更する場合に、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができない。その場合に、その変更が公共の福祉に適合するようになされたものであるかどうかというところの原則的な基準として、一つが一たん定められた法律に基づく財産権の性質、それから二つ目はその内容を変更する程度、三つ目がこれを要することによって保護される公益の性質、これを勘案して判断すべきであるという判示をしているわけでございます。

年金受給権も、憲法二十九条に規定する財産権でございますので、この一般基準として判示されました基準に照らして判断するのが適当ではないかというふうに考えている次第でございます。

○中林委員 今説明を受けたように、公共の福祉に適合するかどうかということのいわば基準を示したにすぎないというふうに思います。だから、この判決があるからというだけで今回の例も合憲だ、こういうふうには言えない、私はそう思うんですけれども、これは確認できませんか。

○須賀田政府参考人 この判決で示されました基準、これに照らしまして我々として判断したものでございます。

まず、財産権の変更の程度が、その引き下げの幅が農業者の老後の生活を脅かさない、僅少のものであるということ、そして、給付金額を国庫負担している経営移譲年金について引き下げを実施するものであること、そして、保護される公益として、加入者の負担能力の限界を超える保険料の大幅引き上げとか国民一般の負担のさらなる増加を避けることができることというところを解釈したとして、憲法二十九条の許容する範囲内ではないかという解釈をお示ししているところでございます。

○中林委員 財産権、特に憲法二十九条二項にかかわる裁判で違憲判決はあるのかということ、最高裁に私は聞いたわけですが、きのうの参考人も紹介しておりましたけれども、昭和六十二年四月二十二日に、森林法百八十六条が共有森林につき民法二百五十六条の分割請求権を制限していること、これからして森林法が違憲だ、こういう判例があります。

この判例では、規制目的が公共の福祉に合致するものであっても、立法の目的を達成するための手段として必要性もしくは合理性に欠けていることが明らかであって、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えている場合、その効力を否定することができると、そういうことで違憲としております。

今回の改正案の法目的は何か、これは農業者の老後の保障だ。老後の保障を達成するための手段として、これは立法目的を達成するための手段として必要性もしくは合理性に欠けてはいないか、このことが問われているというふうなふうに思っています。

先ほどの三つの基準に今回適合していると言えども、法の目的からすると、老後の保障というちゃんとした目的があるわけですね。だから、それを目的達成するためには、当然財産権の侵害に値するというふうには思っています。でも、法制局、この点はいかがでしょうか。津野政府特別補佐人 答えたいと思います。今先生が御指摘されました判例でございますけれども、これは昭和六十二年四月二十二日の最高裁判所の大法廷判決でございます。

これは、財産権について立法府が社会全体の利益を図るために加える規制、具体的には、この問題につきましては、森林の細分化を防止するということによつて森林経営の安定を図ると、当時の森林法における共有物分割請求権の制限についての判決であるわけであり。

この判決は、このような規制について、規制目的が公共の福祉に合致するものであっても、規制手段が右目的を達成するための手段として必要性もしくは合理性が欠けていることが明らかであつて、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該立法が憲法二十九条第二項に違背するというような判示をしたところでございます。

ところで、今回の既裁定年金額の引き下げでありますけれども、これは、年金という金銭給付を受ける財産権の法律による変更が、憲法第二十九条に照らしまして許容されるかどうかということが論点になっているわけであり。

この点につきましては、民法上の権利の行使を規制しました旧森林法の第八十六条の規定の合憲性というものについて判断した昭和六十二年の最高裁判所判決において論じられている権利とは、論点となります財産権の性質が異なるものであるということがわかりと存じます。

そこで、農業者年金制度につきましては、昭和四十年代の農村におきます過剰労働力の存在とか農業の零細経営という実態を踏まえまして、農業構造の改善に資する施策として、老後生活の安定とともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化を促進するために創設されたものであります。しかしながら、農業者年金制度につきましては、加入者一人が受給者三人を支えるというような財政状況のもとにおきまして、現行制度をこのまま継続した場合には、遅くとも平成十四年度には年金財政が払底すると見込まれる状況にあるところであります。

このため、今回の既裁定年金額の引き下げ措置につきましては、一つは、農業者年金制度の破綻を回避しつつ、その存立を図るとともに、加入者の負担能力の限界を超える保険料の大幅な引き上げを回避する観点から、また未裁定者にも年金額の引き下げという応分の負担を求めるとともに、今回の抜本的改革が必要となつたことについて、直接的な責任のない一般国民に三兆六千億円もの負担をお願いするというような状況の中で、本年年金制度における受益者たる既裁定者にも、受給者が農業経営の若返りや農地の規模拡大といった一定の農業上の政策目的の達成に貢献した者に限られており、単に農業者の老後生活の安定の寄与のみを目的とするものではなく、また現在では全額国庫助成で賄われているといった特別の性格を有する経営移譲年金につきましては、この法案で定められた程度の額を負担をお願いするという内容であるわけであり。

これにつきましては、目的と手段との間に必要と合理性があるものと考えております。したがって、六十二年判決に照らしても妥当なものであるというふうに考えているところでございます。

○中林委員 結局この法案を出すには法制局を通るわけですから同じような考えに陥っているというのはいささか不安なわけですが、私は、やはりこの法の目的が老後の保障と、農業者にとつては大変大きな意味合いを持っているということを考へれば、これまで大臣の御答弁もあるいは今の法制局の御答弁を聞いていても、要するに年金の引き下げということは内容を変更するという規定に入るわけですが、月額一千万から四千万で、高齢夫妻世帯の消費支出の二割にとり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではない、これで大丈夫なんだと言っているわけ

す。しかし、きのう、我が党の松本議員も参考人質疑のときに紹介しておりましたけれども、福島県の生活できる農業者年金を求めると、福島の会が要望

書を出しております。この要望書を見ると、

私どもは生命維持に欠くことの出来ない食糧の生産、国家安定の基となる農業に従事し、地域社会の保持発展に努めて参りました。

この営々とした労苦に対して、老後の保障ともなる農業者年金を減らすということは承服し難い事でありませぬ。

年金加入を勧められた折には、国が責任を持つ公的年金だから、決して不利にならないと説明され、疑うことなく積金をして今日に至っております。

後にもあるわけですが、こういう切実な声です。

あるいは、農業新聞でも紹介されております静岡岡のミカン農家、六十四歳、この方が、この年になると医療費も何かかかる、妻は年金をまだ受け取っていないので一割削減でも厳しいものがある、こういうことを言っているわけですね。

だから、九・八％程度削減、この判断ということとは、高齢者の夫妻にとつてはわずかなもので許容できると答弁されているわけですが、こういう本当に生々しい農家の皆さんの声にどのようにおこたえになるのでしょうか。

○谷津国務大臣 年金額の引き下げ率につきましては、農業団体との論議の中で受給権者に受け入れられる引き下げ率が平均で一〇％未満であるということ、また他の年金制度で自賄いとされている農業者老齢年金を含めまして、将来の年金給付費を国庫が負担することから、国民一般の理解が得られる程度の年金額の引き下げが必要であること等を踏まえまして、既裁定年金の平均の引き下げ率がぎりぎり一〇％未満となる水準とすることが妥当と考えたものでございます。

今般、受給権者の方々に年金額の引き下げという負担をお願いするという形で抜本的改革を進めざるを得ない事態に至ったことについては、まことに申しわけないというふうに思っているところでございます。

しかしながら、今回の現行制度の処理について、

農業者年金の破綻に直接的な責任のない国民の理解を得るためには、受給権者についても、今回の制度改革に伴う国民負担、これは約三兆六千億円、さらなる増大といたしまして二千億円を回避するために、全額国庫助成で賄われている経営移譲年金に限定をさせていただきまして、農業者の老後生活の安定を脅かさないわずかな額、これは国民年金を合算して考えれば年金給付額の二ないし三％のカットにつきまして、年金額の引き下げという負担を求めるところであります。

○中林委員 今国民の間では老後の不安が物すごく増大しております。これは決して農業者だけではありませぬけれども、しかし、農業がここまで経営が困難になっている中で、せめて農業者年金だけはとっていただきたら、今回の九・八％の削減というのは到底納得のいくものではありません。

日本の経済危機、それは消費不況を改善しない限り回復できない、これは専門家共通した認識になっております。そうであるならば、やはり年金額を削減するなどということではなくして、責任のない農業者あるいは国民に負担を押しつけるのではなくして、むだなところを削って、それで国が手だてをする、このことが当然過ぎる結論だというふうに思ひ、九・八％の削減を撤回されるよう要求し、次の問題に移りたいと思ひます。

私は、農業者年金に女性の加入の道を開いたのはよかつたけれども、最近になってから加入者が激減している、この問題に着手してみました。年金制度そのものにも問題はありますけれども、それ以前に、女性農業者の置かれている現状、それが非常に大きなネックになっているなというところを改めて感じざるを得ません。

そこで、女性農業者問題についてお聞きしたいというふうに思ひます。

農業者の六割は女性が担っている、ここをちゃんと農水省の政策の柱に据えていただかなければならないというふうに思っております。男女共同

参画基本計画では、生涯を通じた女性の健康支援の観点から、リプロダクティブヘルス・ライツとてまいりましたけれども、要するに生涯を通じた女性の健康支援、こういうことですが、位置づけられました。これは農業女性の分野でも大変重要な課題であります。しかし、実際には農村は非常に現状にあるのが実態です。

昨年農水省が出した農林水産業・農山漁村における少子化対策推進ビジョンでも、その点については女性農業者の現状を踏まえた上で、母性保護の観点に立った産前産後、乳児期の労働、休暇等のあり方などについて、農林水産業における労働の特殊性や他産業の女性労働者の就業制限の状況を踏まえ、専門的見地から、農林水産業を職業としていたる女性が他の職業についている女性と比較して劣ることのないようにすることが重要である、この指摘をして、これは非常に大切な指摘だと私は思ひます。

それで、私は農家の女性の皆さんのお話を随分聞いたのです。そうしたら、こういうお話が山ほど出ました。三人子供を産んだが、どの子供のときも出産間際まで二十キロのトマトの箱を持っていた、こういうお話もありました。それから別の方は、産後の休暇は地域のしきたりで二十一日と言われていたが、実際は農繁期にぶつかって、手伝わると言われると人手もないし断り切れなかった。こういう状況が続いております。

女性の健康が問題になるのは出産のときだけではなくありません。農村女性は生涯を通じて、夏には直射日光にさらされ、冬は寒い戸外で作業をし、年間を通じて重い荷物を持つ上に家事労働の負担もあるという、他産業の女性とはかなり違った厳しい状況にあります。そういう視点に立って、農村女性の健康支援が必要だというふうに思っております。

もう既に子育てを終えていても、若いころ、産前産後休まずに作業をして流産したという方々も本当に多いわけですね。茨城県のレンコン農家の

方がおっしゃっていたのですけれども、冷たい畑につかたて仕事をしたり、泥を水で落とす作業などを続けていると体が冷えるため、女性のほとんどが婦人科系の病気になる、こういう大変な訴えをされております。

しかし、農水省にこの農村女性の健康に関する独自の調査があるのかとお聞きしたのですけれども、長い間されていないことが判明いたしました。当然、こういう生涯を通じた女性の健康支援、これを男女共同参画基本計画の中でも高く位置づけているならば、改めて農水省独自の調査が必要だと思ひますけれども、大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○谷津国務大臣 実は、昨日も女性の参画会議があつたわけでありませぬけれども、私もその協議の内容を聞いておまして、農林水産業の、あるいは農山漁村の地域で活性化のために非常に貢献している女性、そしてまた意欲的な活動をなされております女性が、一層そういったものを發揮し、担い手として活躍するためには、いろいろな対策も必要でありますし、また、そういう働き場といましようか、そういうものを一層提供するということが大事である。

特に農村で働く女性は、農作業をしたほかに育児あるいはまた家事ということで、正直なことを申し上げますと、むしろ男の方よりも働いている時間がそういう面を含めると長いのではないかなというふうに私も思っております。その過重は大変なものがあるというふうに思っているわけでありませぬ。

そういった中から、今御指摘のありましたそういう調査というのは私は必要であるというふうに考えるわけでありまして、そういうふうなものの実態を知って初めてまた次のいろいろな対策が打てるということでありませぬから、先生の今御指摘になりました点については、私はそれをやることは大事であるというふうに考えます。

○中林委員 ぜひ調査をお願いいたします。そこで、私が本当にたくさんの方から聞いた話

で、具体的施策を迫りたいというふうに思います。

この方は、千葉県の方にお住まいの方なんです。小学校六年生、四年生、三歳の子供を持つお母さんです。困るのは機械を使うときや消毒作業のとき。幾らうちで遊んでいなくとも、一人にして置いてくるから、どうしても親の近くまで出てきてしまう。結局、軽トラの運転席に乗せて、窓を閉めておいたりとか、畑のそばに置いて目を配るしかない。消毒のときはやむを得ずおじいさんに一人でやってもらおう。うちに連れて帰ったりもする。消毒のときはおんぶしてやるわけにもいかないし、こういうときに預かってもらえればと。頼めるところもないし、本当に自分が休むわけにはいかない、こういう切実な声でした。それから、これも別な女性ですけども、忙しいときは、御飯を食べさせてまた出荷に行ったりとか、午後十一時ぐらいまで、起きている間せわしなく、座る暇もない。ときにはだれかにかわってと思う。お盆もお彼岸もお正月もない。今の時代のせいでスパーも年じゅうやってる。初荷を出すにはお正月も働かなければならない。お正月は光る時期だから仕方がない。三百六十五日お休みがない。こういう声です。

それから、これは二人の子供を持つお母さんです。雨の日でも何かしら作業はあるし、忙しいときは御飯の支度をするのもとても大変で、だれか手伝ってと思う。そういう意味では家事ヘルパーなどいいアイデアだ。この間は忙し過ぎて小学生の子供が熱を出したのに気づかず、元気で遊んでると思っていたら突然吐いて高熱でふらふらだったと、お母さんの切ない胸のうちを言われました。

これは福島県の酪農家で四歳、一歳二カ月の子供を持つお母さんです。出産のときも仕事の内容は変わらない。休めないし、ほかに農家の奥さんの知り合いもないので自分でもどうしていいのかわからない状態だった。どうしても無理しがちで、仕事にわかりがないので休んでいいよと言われても実際には休みづらい、こういう声です。

今大臣に聞いていただいているのは、みんな三十代、四十代、小さいお子さんを持って、生懸命専業農家として働いている女性たちです。

これは、山形の方の人ですけれども、妊娠中でも力仕事はあるし、収入になると思うからやるけれどと。軽トラに揺られ、車の揺れが激しくて、こんなに振動があつていいのかわからない。平気で直射日光に当たったりして、自分も暑いし、赤ちゃんはどうなのかと思ったり、知識がなく農薬散布の仕事をしたり、特にどれがいけなくてどれがオーケーだというのがわからなくて、不安だ。自分のうちで散布してはなくて、隣でたくさんまいてると飛んでくるし、子供には害はないのだろうか、母乳はと不安でたまらない。農村で安心して子育てできるように支援してほしい。こういう言いながらも、農村の女性は元氣だ、こどもおつちやっております。

そういう方々に対して、農水省の女性対策の概要を見させていただきました。予算の中身も見ていただきました。二〇〇一年度の予算で、女性農業者のライフステージに応じて出産、育児期に当たる女性の農業経営参画が可能となるよう、女性農業者経営参画新規事業を立ち上げていることとはとてもいいことだ。

今言われているように、母性保護のためのセミナーの開催だとか、ベビシッターの登録だとか、各種ヘルパー制度の整備だとか、相談マニュアルをつくることとか、そういうことは今訴えられた女性たちの思いを酌んだ方向だというふうに思っています。しかし、方向性はいいのですけれども、予算が一億円。これでは何もできないのではないかと、思うのですけれども、今後の大幅増額を検討していただければいいかと。

谷津国務大臣 農山漁村の女性、男女の共同参画の推進をする観点から予算等もとっておるところでありますけれども、いずれにしましても、男女、社会の対等な構成員としていろいろな活動をなさっておる、そして、特に女性の場合は農林漁業関係においては経営に参加している割合が非常に高いということ、またそれも評価をされているところでございます。

そういう中で、女性農業者みずからがライフステージに応じて、出産あるいは育児期に当たる女性の農業経営参画が可能となるような経営管理等の研修、母性保護のためのセミナー等の開催、あるいは今先生おっしゃいましたベビシッター等の登録等、家事と育成の両立を支援する仕組みを整備するとともに、またその指標あるいは目標の策定、そういうものに向けていろいろなやりやっています。

いずれにしましても、農業経営に携わっているために非常にいろいろな面で御苦労いただいているという点もあるし、また一方、育児、家事のためにもそういった面で大変な御努力をいただき、お疲れも大変だろうというふうに思うわけであります。

そういう観点も踏まえまして、農林省といたしましては、従来から男女が対等のパートナーであることの認識のもとに、家族内でのいわゆる役割分担あるいは労働の配分等を明確にする家族経営協定の促進とか、あるいは女性の従事割合の高い収穫あるいは調製作業環境の改善、例えば野菜を収穫するときの車つきのいすとか荷台の導人とか、いろいろな対策をやっておるわけでありまして、また一方、ハローワークとの連携によりまして、農作業の補助労働力確保のための環境整備等に取り組んでいるところであります。

そういう中で、今先生から予算が少ないうちでは、ないかというふうなおしかりを受けたわけでありまして、私もいろいろとこの辺のところも検討させてもらいました。そういう面でも、適切な予算の措置ということも大事ではなからうかと、いうことでありますので、私はこれからもそういった面の予算の獲得にも努力していきたいというふうにも考えているところであります。

○中林委員 農業者の六割を女性が占めている、こういう観点から、置かれている状況がここまで過酷になってきているということにかんがみると、少々の増額ではだめだ、もう大幅な増額を要求しておきます。

次に、この四月一日から新しいJAS表示が始まりました。消費者の関心も非常に高いのですが、とりわけ遺伝子組み換え食品の表示はさまざま観点から問題点が指摘されております。

まず、表示が適正に行われているかどうかの検査をどのように担保しているのかという問題です。特に遺伝子組み換え作物を不使用の場合、表示なしが、任意表示で遺伝子組み換えでないとの表示となるわけですが、この部分がちゃんと守られているかどうか、これが重要だというふうに思っています。

そこで、検査にかかわる予算、検査人員、体制、検査計画、これを明らかにしてください。また、この検査結果を公表することが必要だと思っておりますけれども、時間が非常に限られておりますので、端的にお答えください。

○西藤政府参考人 遺伝子組み換え食品の表示問題についてお答え申し上げます。

私ども、先生御案内のとおり、この四月一日から遺伝子組み換え食品の表示をお願いするわけでございますが、その実効上の担保措置ということ、私ども、農林水産消費技術センター本部及び横浜、神戸のそれぞれのセンターにおきまして分析機器の導入を既に図ってきております。約十名の職員で分析に当たりたいというふうに思っております。

分析に要する費用につきましては、十三年度の予算で約一千四百万円を計上させていただきます。

また、その結果の公表についてのお尋ねでございますが、DNA分析の結果については、その検査件数の総数及び遺伝子組み換え物が含まれていると検出された件数、また、その適切な分別生産流通管理が行われていたかどうかについての書類確認の結果とともに公表する方向で検討している

とところでございます。

○中林委員 もう一つ漏れがあります。検査計画。○西藤政府参考人 今申し上げたつもりですが、御指摘は多分、遺伝子組み換えの表示のないもの及び遺伝子組み換えでないという表示をしているものについて、具体的に私ども、先ほど申しました消費技術センターで食品を買い上げて分析するという予定しております。

○中林委員 農水省から事前に計画を聞いたのですけれども、大体三百検体以上という、これは間違いございませんね。

○西藤政府参考人 先ほど申しました予算措置の中でできるだけ三百検体以上の検査をしていきたいというふうに考えております。

○中林委員 農水省だけではなくして、遺伝子組み換え食品については、四月一日から表示だけではなく食品衛生法に基づく規制がかけられることになっております。

これは厚生労働省にお聞きしますけれども、検査予算、検査体制、検査人員はどのようになっているか、お答えください。

○尾寄政府参考人 輸入時の検査を実施することにはいたしますが、検査所におきまして実施いたします関係の予算につきましては、平成十三年度予算におきまして、検査のための機器整備等の費用としまして新規に一千六百八十万円の予算が認められたところでございます。

また、検査の体制につきましては、横浜及び神戸におきまして輸入食品・検査センターにおきまして検査を実施する旨、各検査所の方に具体的な検査の方法等について既に通知をしておるところでございます。平成十三年度におきましては、輸入届け出件数の5%を目途としてモニタリング検査を実施する予定にしております。

なお、この検査体制の関係の人員につきましては、十三年度は定数増がございませんで、既定の定員の中で必要な検査体制の確保を図るところで考えておるところでございます。

○中林委員 私は、所信質疑のときにも明らかに

したわけですけれども、今、農水省も厚生省もモニタリング検査ということになっていくわけですね。それでは、検査結果が出たときには、食品の場合にはもう既に私たちのおなかの中、こういうことになっていて、とても検査検査とは言えない代物だということに思います。だから、なぜ検査結果が出るまで輸入を認めないという命令検査の対象としないのか、それを明らかにしていただきたい。

それから人員体制や検査予算も、今お聞きすると、厚生労働省も農水省もともに極めて少ない。体制も人員も少ない。これはふやす方向で今後考えるのではないのか。それぞれ、厚生労働省は副大臣、それから農水省は大臣の方にお答えいただきたいというふうに思います。

○梶屋副大臣 厚生労働副大臣の梶屋敬悟でございます。今、厚生労働省関係、二つお話をいただきました。

一つは、水際検査等につきまして人員が少ないのではないかと、強化すべきではないか、こういう御指摘であります。

御指摘のとおり、輸入食品の監視業務については極めて重要な観点でありまして、食品衛生法に基づきまして全国三十一の検疫所で行っているところでございます。食品等の輸入届による審査及び検査、それから輸入食品の衛生確保に関する指導、さらには食品等の輸入事前相談などを行っていただいております。違反する食品等については廃棄、積み戻し等の処分を行っているところであります。

二、人員であります。先ほど答弁をさせていただきます。委員はふやせというお話ではあります。現在三十一の検疫所で二百六十四名で対応しております。まさにこの十年ぐらいで百名ぐらゐる増員をしているわけでありまして、順次増員をするということで体制の強化を図ってきたところでございます。

今後とも、引き続き輸入食品の安全確保に万全を期すとともに、輸入食品の実情に即した必要な

検査体制の確保に努めてまいりたい、このように思います。

それからもう一点、命令検査であります。恐らく委員はスターリンク等を頭に置かれて、なぜ命令検査を行わないのかという御指摘ではないかと思っております。私も一番スターリンクの問題が頭にあります。

この点については、日米双方で合意したプロトコルに基づいて、米国のトウモロコシの積み込み地におきまして、千五百トン程度のはしけ単位すべてで、採取する検体の量を二千四百粒にふやして検査が実施されておりました。日本向けに輸出される貨物から採取された検体について日米双方でスターリンクの確認検査を行っているところであります。

いろいろ問題がございましたが、我が国に輸出されるトウモロコシについてスターリンクが混入されないように管理されている、こういう状況になつていくというふうに理解をしております。

もちろん、この四月から安全性審査が食品衛生法上義務化されたことに伴いまして、我が国の輸入時にモニタリング検査を開始することとし、未審査であるスターリンクが混入しないよう万全を期すこととしておるところでございます。

○谷津国務大臣 先ほど西藤総合食品局長からの答弁がありましたように、まず東京、横浜、神戸の三方所の農林水産消費技術センターに整備されているDNAの分析のための機器を活用いたしまして、約十名の職員により、年間三百件以上の食品の分析を行う。

また、農林水産消費技術センターにおいては、遺伝子組み換え食品の検査、分析、あるいは分析技術の改良、事業者に対する指導等に要する経費として約一千四百万円を予定しておりますけれども、まずこの辺を見まして、それによってまた対処していきいたいというふうに考えております。

○中林委員 厚生労働副大臣から今御答弁いただいたんですけれども、これは本場に今遺伝子組み

換えの問題で消費者は不安に駆られております。なぜ水際検査ができないのか。命令検査は、五年の食品衛生法改正のときに、それまで規制していたものを取つて規制緩和をやった。その当時は、命令検査があるから大丈夫だよといった厚生省のずつと態度だったんですよ。それが、ここに至つてなぜ命令検査ができないのか。

これは別に国がするわけじゃなくて業者がやるだけの話ですよ。それをやらなくて、なぜアメリカとの関係で、お互いにやっているから大丈夫だと。水際でやらないで、何の保証もありません。第一、この間は、アメリカで検査したのと日本で検査したのは全然違うものが検査された、こういうことがあったわけですね。

だから、九五年の法改正のときに当時の厚生省の言われていたことが全然今守られていないということですし、それから、四月一日から規制が義務づけられるということになったにもかかわらず、人員がふえないということでは、本当に安心して私たちは物が食べられないという状況でございますので、この点、もう一回お答えいただきたいというふうに思います。

○梶屋副大臣 お答えをいたします。人員について再度御指摘がありましたけれども、全体に厳しい総定員法の中で、私どもも、確かに平成十二年度ふやすことはなかなか難しい状況であつたわけですが、漸次、先ほどから申し上げておりますように、相当数ふやしてきていくということもこれまた御理解をいただきたいと思っております。もちろん今後とも、輸入の食品等の状況を見ながら、必要なことは検討していきいたいというふうに思っております。

それから、御指摘の命令検査につきましては、先ほどもお話を申し上げましたけれども、アメリカとの体制は、いろいろありましたけれども、双方、今申し上げたように、新しいプロトコルに基づいてやっていきましようということになっていくわけでありまして、

それで、命令検査については、当然ながら、そ

うしたモニタリング検査の中で幾つかの事例が出てくれば、食品衛生法の違反という状況が出てきたものについて行うものでありまして、過去の違反状況等といった違反の蓋然性なども考慮しまして判断をして実施しているものであります。今後のモニタリング検査結果等を踏まえて適切に判断をしてまいりたい、このように思っております。

○中林委員 以上で終わりますけれども、食の安全ということとは本当に農水省も厚生労働省も肝に銘じて、体制を組んでやっていただきたいということ要望して終わります。

○堀込委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社民党の菅野哲雄です。

参考人質疑も含めて三日目になりますが、最後の質問となりました。これまでの議論で多くのことは理解しつつも、まだまだどうしても納得できないという部分があります。そういう点を大臣あるいは政府に問いたいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、私もずっとこの問題視してきた点なんです、政府として農業者年金を三〇%削減するという方向を明示して、それから最終的に九・八%、それから脱退一時金についても八〇%としてきたわけでございます。そして、この間の議論の中で、大臣も含めて多くの議論がなされて、政府の答弁は、最終的に九・八%、八〇%。九・八%の問題は、農業関係団体と協議の末、そして国民理解が得られる線ということでこの九・八%というものが設定されてきたという一貫した答弁なんです。

そして、憲法論議についても、五十三年の最高裁判決があるからそれが大丈夫なんだということなんです、実はさきの参考人質疑の中で、農業団体じゃなくて農業を営んでいる人がどう参考人で発言しているかという、憲法第十一条の基本的人権の問題や二十五条の生存権の問題や二十九条の財産権の問題、これらを用いて、本当にこれらの観点からいっても九・八%の削減は認められないと言っているというふうな思いま

す。農業者団体と農業者との間の乖離がここに存在しているということもあるわけですね。

そういう意味では、これまでの九・八%の議論の中で、憲法論議も含めて、本当に農民の立場に立った議論というものをどう政府としてやってきたのか、この点を問いたいただきたいというふうに思っています。

○谷津国務大臣 年金額の引き下げ幅につきましては、まず、平成十一年の十二月に幅広い議論のたたき台といたしまして農林水産省が提案した農業者年金制度改革大綱は、同年の四月から開催した農業者年金制度改革研究会での議論を踏まえまして、昭和五十三年七月十二日の最高裁判決で示された判断基準に則しまして、経営移譲年金あるいは農業者老齢年金を含めた受給額を全体として平均三割カットとすることの原案をつくったわけがあります。

しかしながら、この平均三割という引き下げ幅については、農業団体から批判が強く、農業団体との議論の中で受給権者に受け入れられる引き下げ率が平均で一〇%未満とされたわけでありま

す。この間の経緯につきましては先ほど何回も答弁しておりますけれども、いろいろな議論を踏まえさせていただきまして、団体にも、あるいはいろいろな方々にも聞かせていただきまして、その意向を確認したわけでありまして、約六カ月間かけました。

そういう中で、農業会議所とも何回もやりとりがございまして、もう一回聞いてくれないか、あるいはどういうような考えがあるのかと二、三回やりとりがありまして、その間、その団体におきましても農業者の意見をいろいろ聞いたと思いますし、これは受給者あるいは加入者等の方々からも聞きますし、またこれから担い手となる人たち、そういう若い人たちからも多分聞いたというふうな私どもは聞いておりました、そういう中から、いわゆる一〇%以下にしてほしいということや九・八%とさせていたいただいわけがあります。

また、政府におきましても、既裁定年金額の引き下げについては、農業者の老後の生活の安定への寄与のみならず、農業上の政策目的の達成という特別の性格を有しているものでありますから、その財源を専ら国庫助成で賄っている経営移譲年金を引き下げの対象とすること、それから、世代間の給付と負担のバランスを考慮いたしまして、旧法の経営移譲年金受給権者と新法の経営移譲年金受給権者とで引き下げ率に差を設けること等の配慮をすることによりまして、農業者にも国民一般にも理解いただける結論として、最終的に既裁定年金額の引き下げ率を平均九・八%としたところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○菅野委員 農業者年金がこういう状況になる経過についてはもう一回ほど議論したいと思うのですが、結論、大臣がこの委員会で答弁しているように、今までの経過の中で、こういう事態になったというのは政府の本当に判断の誤りで、今となっては申しわけないの一言でしかないということが言われていたというふうに思います。

それで、参考人の戸波さんがきのう言っていたのですが、減額する明確な理由、必然性はないんだというふうに言っています。

というのは、大臣が申しわけないと言ったこと、裏というのは三兆六千億円の公的負担なんですから、これを認めてくださいということですから、そういうことを言いがら、申しわけないと言いがらやっていると。そして、一方では、九・八%という額が三千三百億だということも明らかになっていますね。

ここなんです。三兆六千億における三千三百億、これで本当に国民の理解を得て、そして大臣がこれまで申しわけなかったということの意味が、こういう数字で議論されているところに、私はまだまだ議論が足りないというふうに思うのです。農業者の気持ちを本当にわかっていられるとすれば、抜本的な改革をしたということであれば、今

までの既裁定者は最低限救うんだという、憲法の観点からいってもそういう政治判断をとるべきだと私は思うのですけれども、この点について再度、大臣、率直な気持ちをお聞かせ願いたいと思いま

す。

○谷津国務大臣 先生御案内のように、今回の改定は、まず老齢年金の方はさわらないということ、経営移譲年金、これは今先生のお話の中にありましたように、公的資金が投入されるわけでありまして、それが約三兆六千七百億というくらいになるわけでありまして。

これは全く農業者年金、農業に関係ない一般の国民の方たちの税金の負担の中で行われるわけでありまして、その方たちの御理解を得られないから、その方たちの御理解を得られないから、経営移譲年金のところだけをひとつ下げさせていただく、それで平均九・八%になるんだということ、この辺のところはひとつ御理解いただきたいというふうに思うわけでありまして。

○菅野委員 この部分は、私も私としては九・八%はどうしても認めるわけにはいかない。後でまた理由も申し上げますけれども、そういう立場を貫かせていただきたいというふうに思っています。

それからもう一つは、脱退一時金の八〇%の問題です。これは、私は、新しい制度に移行する場合に、加入者に本当の意味でのどうするかということの選択の自由を与えるべきだということに思うのです。八〇%にしたということの明確な理由というのはどこにあるのかというのがなかなかわかりません。そして、逆に言うと、二〇%損するから今の制度に残ってほしいという意味合いを持たせたとしか思えないんじゃないのかなというふうに思うのです。

そうじゃなくて、新しい制度は新しい制度として発足させていくんだということであれば、私は、選択の自由というものを本当の意味で与えるべき、その加入者にとっての選択に任せるべきだと



でやってきました。そして、五十六年に賦課方式に変更しました。そして、今回また積立方式ですね。積立方式から賦課方式にいつて、今回、抜本的な制度改革によって積立方式にしますと。それでは、なぜ積立方式から賦課方式にせざるを得なかったのか、この点の議論が本当にしっかりなされたのか、ここが大きな問題点じゃないでしょうか。

政府としては、この一連の農業者年金の問題で、この積立方式、賦課方式をどう総括しているのか、ここを明らかにしてください。

○須賀田政府参考人 先生御指摘のとおり、農業者年金の財政方式、当初は加入者数等に左右されにくい積立方式というものであったわけですが、改更したところでございます。

その背景でございますが、まず昭和四十九年改正で導入いたしました物価スライド措置によりまして、年金給付額が非常にかさんだわけでございます。そのような中で、昭和五十八年改正当時、経営移譲率が急激に上昇をいたしました。四十五年、当初四割ぐらいを想定していたんですけれども、八割ぐらいになったわけでございます。単価の高い経営移譲年金が出ていったということでございます。

そうしますと、年金財政の健全性という観点からは、世代間扶養のために現役世代の保険料を相当引き上げることが必要になったわけでございます。現実には農家の負担能力を勘案して段階的な引き上げを行うというならかな賦課方式に変更をいたしました。国庫助成だとかいろいろな仕組みも併用をしながら、こういう問題に対応しようとしたわけでございます。当時の事情からすれば、こういう方式に変更したというのはいたし方なかったのかなという感じがいたします。

それ以降、幾多の運営改善努力をしてきたわけでございますけれども、結局、今から考えますと、賦課方式を財政方式として採用したことが、農村

における高齢化という問題に対応できないということでも農業者年金が実質的に破綻したという大きな要因の一つであったというふうに認識せざるを得ません。したがって、今後、再度、賦課方式に切りかえるということはいたさない所存でございます。

○菅野委員 先ほど民主党の鉢呂委員の方もこの点をずっと議論して、あるいは白保委員も議論して、当時の社会保障制度審議会の答申が四十五年あるいは四十九年、五十年、五十一年というふうになされたときにそのことに対応してれば、さっき言った、農水大臣がここで謝らなくても済んだのだと思うんです。

三兆六千億円を国民負担に求めなくてもいいのだ。でも、ここまで来たときに、その議論をやるから、私どももだつて三兆六千億支出するのはだめだということまで言いかねるというのが全委員の率直な気持ちだと思えます。

そのときに、抜本的改革をやるこの時点で、二度とそれを繰り返すまいという決意を固めなければ、これではまた同じようなことが起こるのではないのかなというふうに思うんです。それが、積立方式から賦課方式に移行したときの理由がそこに存在するわけですから、妥協の産物だと思えます。当時の中で、今回もそういう形で進んでいったならば、将来に禍根を残すのじゃないのかなというふうに思うんです。

そして、それでは積立方式の問題点がどこにあるのかということも議論したときに、やはり金利の変動、あの農業会議所のパンフレットを見たときに、二%、三%、四%でどうなりますというふうに言っていますね、金利の運用利率によって大きく受取年金が左右される、こういうものがあります。あるいは、財政再建を図るということでインフレ政策をやっていく。そういう経済政策の中で、この積立方式をとっていくのかという議論がどうなされたのかということだと思えます。

きのう参考人に、私はきょう質問をするに当たって、このことも聞いてみました。参考人です

から、明確な答弁が返ってきませんでした。政府として、今の経済状況において、積立方式をやつて、将来、絶対二度と過ちを繰り返しません、そして今局長が賦課方式には絶対二度としませんということを言っていますけれども、今の時点でどうことだと思えます。

この点の議論をどうなされてきたのか、そして今後理解をどうしていくのか、再度、大臣、答弁を願いたいと思えます。

○谷津国務大臣 先ほど鉢呂先生からも御指摘がございまして、この社会保障制度審議会のを再び今手元で見ているのですが、それは毎回開かれるたびに実は指摘をされてきておるわけでありまして、六十三年の三月一日に、先ほど申し上げましたが、早急に本制度の趣旨、目的にまでさかのぼって、根本的な検討を行うことを強く要望する。そういう指摘も受けているわけでありまして、そういう中で、五年に一巡ずつ、ずっと見直しをしたり、またいろいろな改正をしたりしてきたわけでありまして、先ほど局長からも答弁をいたしましたけれども、いずれにしても、今後については、過去の幾多の運用改善努力にもかかわらず、賦課方式を財政方式として採用したことが農村における高齢化に対応できないで実質的な破綻に至ったということ、まことに申しわけなく思っております。

再度、そういうことから賦課方式に切りかえるということは何もう一切行わないというふうに思っているわけでありまして、そこをどうするかをひとつ御理解をいただきたいというふうに思うわけです。

○菅野委員 先ほど鉢呂委員が指摘していただきましたけれども、まだ国会論議中に、もう具体的に農業者年金の制度を普及するためのパンフレットができていて、そういうふうな状況の中にあつて、そして大臣が今言ったにしても、例えば運用利回り問題、それから経済変動が今後どうなっていくのかの問題、これは、先ほどどうして積立方式から賦課方式にしたのですかという、予想を超

えた経済の変動が生じたからそうせざるを得なかった、そしてそれに対処するために、積立方式ですつとやっていくためには、積立金を倍にしなきゃならないという状況も生じたからそうしたのだという。

幾らそうしないと、経済の状況においては、積立方式というものがそういうものを含んでいる制度だということにおいては、いずれやめるといふ決断をしたときには大臣の言うように問題は無いと思えます。あるいは、政策年金じゃなくて年金のみの制度であるというふうにしたときには、それは全体の中に吸収されていくような状況をつくり上げればいわけですから、問題は無いというふうに思えます。

そこに今回の積立方式にしたということの大きな問題点があつて、これについても、私どもとしては、今後大きな議論として行っていきたい、このことを申し上げておきたいというふうに思っています。

それからもう一つ、私も、去年の六月に当選して以来、この農水委員会で議論をさせていたいただきましたけれども、根本的な農業政策を初めてやったときには、緊急米価対策ということで、緊急政策として提示するのはおかしなじゃないか、本当に基本としての農業の政策をびつとつくるべきじゃないか、毎年毎年、緊急緊急という形の対応をしていくのですかということを質問させていただきますが、それではやはり私はおかしいと思っております。

そういう意味では、この年金制度を抜本的に改正するときに、農業従事者が納得するような方向性を提示していつて、こういうふうなものとして提示していつて理解を求めていくという姿勢が必要なのじゃないのかなというふうに思っています。そういう意味では、生涯所得保障を先ほど議論をされていましてけれども、これを是非でも政府としては導入していくのだという方向で今検討をなされているというふうに思うんです。

先ほどの答弁では、ことしの夏までに一つの方

向性をつけて、そして来年の通常国会までに間に合わせたいという決意表明がなされて、一定程度理解をするのですが、やはりそこは早目に、範囲等もあるわけですから、この制度を導入して、どういふ形での直接所得補償制度にしていくのかという点を提示しても、関係団体との協議が、必ず農業者年金と同じような形で進むべきやらない実情があると思うんで、本当に来年の通常国会までにそれを仕上げるという農林水産省の決意と用意があるのかどうか。このことだけをお聞きしておきたいと思ひます。

○松岡副大臣 今私どもはそういう最善の、最大の努力を払っているというこれからの心構えを先ほどは申し上げたわけでありまして、おっしゃるとおり、これは大変な議論を巻き起こすことになるんではないかと思ひます。対象範囲一つをとってみても、どこまで対象とするのかしないのか。また、水準はどうするのか。私どもは大筋としては他産業並みの生涯所得、こういうことを言っております。

これにしましても、我が党の議論の中でも、他産業というものを、ではどのようにとらえるのか。農業者というのは単なる従業員でいいのか、まさに経営主でもあるのではないか。これはいろいろ必要因がありますから、私どもは、この夏までに、一つ政府としての大綱はぜひとも整理をしたい。そして、当然、それを整理すれば、早く間に合えば次の通常国会というのが視野に入ってくるわけでありまして、その辺は一日も早く、農業現場の皆様方にこたえるために、一番早い段階としてはそこら辺を目指したい、こういったことを言いたわけでありまして、最善の努力を払っていくということでありませぬ。

○菅野委員 やはり、農家で働く人たちが本当に農業に安心して従事できる状況、あるいは若者が本当に担い手として農業に従事できる、この仕事をしつて本当に将来にこういふ成果が残ってくるんだというところの制度があるということ、私は、今日の第一次産業、農業と言われない

です、第一次産業全体に課せられた任務であるというふうにも思ひますから、とりあえず、農業の部分で政府はこれから重大な決意を持って取り組んでいただきたい、このことを申し上げて、質問を終わらせていただきますと思ひます。

○堀込委員長 これにて向案に対する質疑は終局いたしました。

○堀込委員長 これより向案を、一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。古賀一成君。

○古賀(一)委員 民主党の古賀一成でございます。私は、民主党、無所属クラブを代表して、民主党、無所属クラブ提出の農業者年金基金法の一部を改正する法律案に賛成、政府提出の改正案に反対の立場から討論を行います。

今回の政府提案に係る改正案は、これまで政府が再三にわたり制度の見直しを図る機会がありながらも、それを先送りし、財政上の破綻を招いたことから提出されたものです。

受給者と加入者の数が逆転し、経営移譲しようにも若い担い手がいないこと、経営移譲の相手方の過半がサラリーマン後継者であること、農業後継者の半数が農業者年金に加入していないことなど、制度の基盤そのものが崩れ、財政上の破綻が十二分に予測可能であったにもかかわらず、みすみす見直しに着手すべき時期を逸したものでござります。

また政府案は、財政が完全に破綻し、どうしようもない今日の状況に立ち至って、賦課方式から積立方式への抜本改革と称し、新たな農業者年金をスタートさせる一方、既受給者等には受給カットを行うものであります。

今回の政府案は、憲法が保障する財産権侵害の強い疑念を内包するものであり、少なくとも国が設計し、運営してきた年金について事後法で既裁定受給額を削減することは、今後の年金制度への国民の信頼感を損なうことにつながりかねません。

一方、民主党案は、既受給者等の受給額はきちんと約束を守り、国民の権利を保障することが、今後の年金政策や農業政策に対する信頼を維持するとの見地に立つものであります。

そして、年金によって経営規模拡大や若手就農者の確保を図ろうとする、これまでの政策効果が見込まれない農業者年金制度はやめ、農政の重要課題の一つである担い手確保については、年金という手法ではなく、もっと本質をついた農業活性化政策でやるべきと提案するものであります。

これから新規にあすの日本の農業を担おうとする人は、三十年後の老後の年金が充実しているから農業をしようとするのではありませぬ。農業に展望と生きがいがあるからやりたいと考えるのであります。年金で担い手を誘導するような弱々しい農政は、結局加入者低迷に終わるのではないかと危惧するものであります。

老後の不安に備える年金制度については、みどり年金という既存の制度を活用することを提案します。また、農業の法人化が進めば厚生年金にも加入できます。それらの制度へ円滑に移行できるようにしようとするのが民主党の提案であります。

以上が、民主党案に賛成し、政府案に反対する理由です。私たちは、今新しい農政を創造すべき岐路に立っていること、その決断を迫られていることを指摘し、私の討論を終わります。

以上です。(拍手)

○堀込委員長 次に、中林よし子君。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の農業者年金基金法の一部を改正する法律案並びに民主党案に対して反対の討論を行います。政府案は、第一に、既裁定年金額を平均九・八%減額するものであり、受給者や加入者である農民に負担を押しつけることには賛成できません。農業者年金の財政基盤が崩壊したのは、政府が農産物の自由化や価格の引き下げなどで日本農業を衰退させてきたからにはかなりませぬ。大臣は、

農民には何の責任もないことを認める答弁をされました。そうであるならば、国が責任を持つべきです。

また、一九九五年に行つた財政再計算の見直しは、新規加入者の激減に見られるように、大きな見込み違いをいたしました。大臣は、この点について、全く申しわけないと国民に謝罪したのであります。

政府みずからの責任を認め、農業者には何らの責任はないのに、どうして老後の生活費に当たる年金額が削減されなければならぬのか、全く道理がありません。

第二に、公的年金は、これまで既裁定年金額を減額しないという原則が破られたが、今回の改正により、初めてこの原則が破られることになりました。政府は、憲法二十九条第二項との関係で、既裁定年金額の引き下げ措置は財産権に対する合理的な制約として許容されるとの見解を示しています。これでは、年金財政が悪化すれば、国は年金額を減額することができることになり、ほかの国民年金や厚生年金にも波及しかねない問題です。

第三は、国庫補助による保険料負担の政策支援措置は、その対象を認定農業者でかつ青色申告者に限っています。こうした選別政策には賛成できません。どうして制度上全く異なる税制の仕組みを支援対象の基準にするのでしょうか。意欲のある人はみんな大事な農業の担い手との立場で、区別なしに、現に生産を担っている農家が安定的に経営を営み、安心して老後生活を送れる施策を農政の基本に据えるべきです。

また、民主党案は、既裁定年金額を減額しないことや、また脱退一時金については保険料の総額を支給するなど、当然の措置で評価するものですが、農業者年金制度を清算することについては、農業者の中で合意が得られているとは言えないこと、また、農業者年金にかわる年金として挙げられている国民年金基金のみどり年金では、農業者の老後生活を保障していく上でまだ十分ではない

ことから、賛成できません。

以上で、反対の討論を終わります。(拍手)

○堀込委員長 次に、山口わか子君。

○山口(わ)委員 社会民主党・市民連合の山口わか子でございます。

私は、政府提出の農業者年金基金法の一部を改正する法律案に反対する立場から討論を行います。

この農業者年金の改正案は、第一に、年金の根幹ともいべき賦課方式を積立方式へ転換していること、第二に、公的年金制度として初めて支給額の減額を導入していること、第三に、脱退者に対して積立保険料の八〇％しか返還しないものであることなど、重大な問題点を幾つも抱えています。

法案に反対する第一の理由は、受給者の年金を約一割削減するというこの改正案が、憲法が保障する財産権の侵害に当たらないかという懸念が払拭できないということです。政府は侵害には当たらないとしますが、納得のいく理由が明確に示されたとは思えません。三割カットであっても財産権の侵害には当たらないという政府答弁に至っては、何をか言わんやでございます。

反対の第二の理由は、農業者年金がこのような事態に立ち至ったことに対する政府の反省が見られないということです。

なぜ今、このような改正案を提出しなければならぬのでしょうか。一九九五年の財政再計算のときには、既に加入者は三十七万七千人であったにもかかわらず、受給者は七十四万七千人に達しており、加入者は受給者の二分の一という状況でした。一人で二人の受給者を支えていることになりましたが、現在は一人で受給者三人を支えなければならぬ構造になっています。財政破綻が目に見えていたにもかかわらず、抜本改革を見送ってきたことが今日の事態を招いているのであり、農林水産省の責任は免れません。

反対する第三の理由は、この改正案によって、

加入者や受給者の国に対する信頼が根底から揺らぐということです。

生産者は、国の運営する年金だからこそ安心して農業者年金に加入し、保険料を払い続けてきたのだと思います。そこにはおのずから国に対する信頼がありました。この信頼を無視すれば、農業者年金制度が政策年金であるだけに、生産者に農政不信を増幅させることになることは明らかです。

そればかりではありません。農業者年金の減額措置が、ひいては公的年金制度全体に拡大適用されるのではないかと国民の不信にもつながりかねません。

反対の第四の理由は、農業者の高齢化、新規就農者の低迷、後継者難という現状の中で、この年金制度が果たして将来にわたって維持できるのか、全く不透明だということです。

改正案では、将来にわたって三兆五千七百億円の財政負担を行い、加入者へのさまざまな支援を行って政策年金としての制度を維持しようとしています。しかし、平成十二年十二月の大綱案では、受給者の年金を平均で三割カットし、四十六歳以下の加入者には掛け損が生じるという改革案が示されました。

この当初の大綱案からしますと、今回の改正案でも早晚、年金支給額の減額、保険料の増額といった事態に立ち至るのではないかとすることは当然考えられることです。しかも、新たな制度の加入方式は任意加入です。農業者の確保という政策目標を達成するための加入方式がなぜ任意となるのか、私には理解できません。

最後に、民主党案について言及します。私としては、民主党提出の修正案は、これからの農業者年金制度の一つの方向性を示すものだと思います。しかし、農業者年金制度の政策目標の大きな柱だった後継者確保の視点は、民主党案ではどうなるのでしょうか。

この点が修正案とともに明確にされているのであれば、社民党としては民主党案に賛成できたの

ですが、今の時点では、民主党案ではこれが明らかにされていません。農業者団体が民主党案に賛成できないという立場をとっておられるのも、恐らく社民党と同様の理由からだと思えます。

したがって、残念ですけれども、民主党案にも賛成できないということを申し上げ、私の反対討論を終わります。

○堀込委員長 これにて討論は終局いたしました。

○堀込委員長 これより採決に入ります。まず、筒井信隆君外二名提出、農業者年金基金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○堀込委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、農業者年金基金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○堀込委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀込委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○堀込委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十四分散会